

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	神 武 綾 (13)	<p>1. 子どもの居場所について 子どもの居場所づくり事業が多彩に展開されているが、児童福祉施設である児童館の増設が必要と考え3点伺う。</p> <p>(1) 市内の子どもの居場所の運営状況とその効果について (2) 市内唯一の児童館である南児童館の設置目的と利用状況について (3) 子どもだけの意思で利用できる児童館開設について</p> <p>2. 指定管理者制度について 現在進行中の史跡水辺公園（市民プール）、総合体育館の公募による指定管理者候補者選定について3点伺う。</p> <p>(1) 議会への指定管理者指定に関する議案提出と関連するスケジュールについて (2) 募集要項に反映させる民間事業者への意見聴取について (3) 選定基準として、指定管理者に具体的かつ明確に求めているものは何か。</p>
2	馬 場 礼 子 (2)	<p>1. 高齢者の「食支援」充実に向けた配食サービスの拡充について 五条のジョイント太宰府店が11月末で閉店となるなど、市内の主に食料品を販売する商業施設が少なくなっている現状がある。また、買い物に行く移動手段も限られていることから、加齢に伴い夕食の準備が困難になる高齢者も増加していると思われる。特に独居高齢者の増加を踏まえると、今後「食の確保」は健康維持や生活支援の面からも重要であり、配食サービスの拡充は急務と考える。</p> <p>そこで、本市の配食サービスの現状、課題、利用促進策、今後のICT活用や地域連携による多機能型サービス展開の可能性について、市の考えを伺う。</p> <p>(1) 配食サービスの現状について</p> <p>① 現在の実施状況（利用者数・対象条件・開始時期） ② 配食サービス導入の目的や位置付け（安否確認、健康維持、地域連携等）についての市の認識は。</p>

		<p>(2) 利用者数が伸び悩む原因と市の認識について</p> <p>① 利用者数が伸び悩む背景にはどのような要因があると考えているか。</p> <p>② 市としての課題認識や、改善・利用促進に向けた取り組みの方向性について</p> <p>(3) 利用促進に向けた施策について</p> <p>① 利用しやすい価格設定に向けた補助拡大の検討について</p> <p>② 利用者が複数の業者から選択できる選択型サービスの検討について</p> <p>③ ICT活用による配達記録や健康状態の共有など「見える化」の取組状況・方向性について</p>
3	徳永洋介 (8)	<p>1. 本市の道路整備計画について</p> <p>(1) 市道宮脇・土居線の整備計画について</p> <p>令和元年9月、令和3年9月にも一般質問を行ったが、本路線は吉松三丁目から大野城市への抜け道として車両の往来が激しいにもかかわらず、幅員が狭いため離合に苦慮し、しばしばトラブルも発生している状況である。</p> <p>当時の回答では関係機関と協議を行い、通行しやすくなる方策について検討を行うということであった。そこで、その後の進捗及びこの路線幅員にあたっての課題と今後の整備方針について伺う。</p> <p>(2) 土井踏切、中道踏切の整備計画について</p> <p>令和元年9月、令和4年3月にも一般質問を行った土井踏切及び中道踏切はどちらも道幅が狭く離合が困難な踏切である。両踏切の整備計画の現状と方向性について改めて伺う。</p> <p>2. 企業版ふるさと納税について</p> <p>(1) 本市の「企業版ふるさと納税」政策推進の基本方針について伺う。</p> <p>(2) 寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しについて検討しているか伺う。</p>
4	長谷川公成 (16)	<p>1. 楠田市政2期8年における高齢者支援策について</p> <p>楠田市政2期8年の中で子育て支援策は十分行われてきたように思えるが、高齢者支援策はどのような施策を行ってきたのか伺う。</p> <p>2. 本市の教育施策について</p> <p>(1) 不登校児童生徒が全国的に増加傾向にあるが不登校になる前の対策が必要だと考える。そこで本市の不登校防止策について伺う。</p>

		<p>(2) 本市のコミュニティ・スクールについては地域との連携が必要不可欠と考えるが、知るところでは学校側が地域に対して一方的な押し付けを行っており、地域との連携は全く感じられない。教育委員会は学校側からどのような報告を受けているのか伺う。</p> <p>3. 民泊について</p> <p>民泊施設の宿泊者と地域住民との間でトラブルになっている地域がある。</p> <p>民泊施設を認可するには民泊業者から地域住民へ理解、納得できる事前説明会が必要だと考えるが見解を伺う。</p>
5	原 田 久美子 (12)	<p>1. 西鉄路線バス星ヶ丘線の乗合ジャンボタクシー運行について</p> <p>西鉄路線バス星ヶ丘線についてはこれまで幾度となく質問、提言してきた。今年10月1日からは慢性的な運転士不足等の理由により減便され、路線バスの運行がない時間帯で定員8名の乗合ジャンボタクシーが運行されている。そこで3点伺う。</p> <p>(1) 10月1日から1カ月の乗車人数について</p> <p>(2) 交通系ICカードが使えないため、現金での支払いとなるが、利用者からはどのような声が寄せられているか。また、障がい者手帳を持つ方の運賃割引はいくらか伺う。</p> <p>(3) 乗客が定員に達していたため、乗車できなかった利用者がいたと聞いた。乗車できなかった場合の対応について、どのような対策を考えているのか伺う。</p> <p>2. 災害時の障がい児の居場所について</p> <p>本市では福祉避難所として6箇所が指定されているが、それだけではなく、子どものための福祉避難所を行政、学校、地域が議論を深め協定を締結すべきと考えるが市の考えを伺う。</p> <p>3. 水質調査について</p> <p>私たちの生活に欠かせない井戸水や水道水は安心安全のために検査が行われている。水質調査に関して2点伺う。</p> <p>(1) 井戸水、水道水も含め、定期的に水質調査が行われている場所について、また、調査は年に何回実施されているのか。</p> <p>(2) 一般家庭で使用する水から異臭がしたり、サビのような水が出た場合、市に水質調査を依頼することはできるのか。</p> <p>4. 遺族年金制度について</p> <p>遺族年金は亡くなった被保険者によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に支給される年金である。厚生年金の場合だと、厚生年金加入者が亡くなった場合、遺族厚生年金は配偶者に支給されるが、女性が亡くなった場合、死別時の男性配偶者の年齢に</p>

		<p>よっては支給されない仕組みになっている。これは男女平等の観点から問題があると考え2点伺う。</p> <p>(1) 配偶者とは誰を指すのか。</p> <p>(2) 生計を維持している妻が亡くなった際、夫の年齢によっては遺族厚生年金が支給されない仕組みになっているが男女平等の観点から市の考えを伺う。</p>
6	橋本健 (17)	<p>1. 計画的なまちづくりの推進について</p> <p>長期的な視点に立ち都市計画などのルールを定めて、土地利用、市街地開発などを総合的に計画・実行し、安全で暮らしやすい魅力的なまちづくりの実現を目指すため3点伺う。</p> <p>(1) 福岡県保健環境研究所跡地の取得について</p> <p>(2) 佐野東地区の区画整理について</p> <p>(3) (仮称) JR太宰府駅の設置について</p> <p>2. NHKのど自慢の誘致について</p> <p>NHKのど自慢の誘致についてこれまで何度か質問させていただいたが、何ら経過報告もない。市制施行45周年あるいは50周年記念行事として積極的に進めていただきたいが、その後の進捗状況について伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである(16名)

2番 馬場礼子議員	3番 今泉義文議員
4番 森田正嗣議員	6番 入江寿議員
7番 木村彰人議員	8番 徳永洋介議員
9番 船越隆之議員	10番 堺剛議員
11番 笠利毅議員	12番 原田久美子議員
13番 神武綾議員	14番 陶山良尚議員
15番 小嶋真由美議員	16番 長谷川公成議員
17番 橋本健議員	18番 門田直樹議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(38名)

市長 楠田大蔵	副市長 原口信行
教育長 井上和信	総務部長 轟貴之 (経営企画担当)
総務部理事 (市長室担当) 杉山知大	総務部理事 (総務担当) 宮崎征二
市民生活部長 友添浩一	健康福祉部長 大谷賢治
健康福祉部理事 (子ども担当) 添田朱実	都市整備部長 伊藤健一 (併公営企業担当)
観光経済部長 竹崎雄一郎	教育部長 添田邦彦

教育部理事 平野善浩
 経営企画課長 宮原 竜
 防災安全課長 糸山邦明
 環境課長 大石敬介
 福祉課長 山崎 崇
 高齢者支援課長 大山清敬
 子育て支援課長 松尾克己
 建設課長 堀 修一朗
 上下水道施設課長 清武伸寿
 国際・交流課長 淵上幸治
 社会教育課長 井本正彦
 文化財課長 井上信正
 スポーツ課長 橋川史典

総務課長 鳥飼 太
併選挙管理委員会事務局長
総務課兼担当課長兼経営企画課広聴
広報担当課長兼IT/ITソリューション担当課長
 市民課長 平嶋香代子
 今村江利子
 国保年金課長 田上真也
 生活支援課長 木村浩一
 元気づくり課長 高野浩二
 都市計画課長 古賀千年志
 上下水道課長 田中潤一
 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長
 産業振興課長 草場康文
 満崎哲也
 学校教育課長 鍋島順一
 文化学習課長 茂田和紀
 監査委員事務局長 松尾誓志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 野寄正博
 書記 木村幸代志
 書記 三舛貴市

議事課長 花田敏浩
 書記 陣内成美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は11人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日18日6人、19日5人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

なお、本日、8番徳永洋介議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1項目、子どもの居場所についてです。

令和7年度より、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念を踏まえた児童館運営が求められ、改正児童館ガイドラインが運用されることとなりました。

現在、太宰府市においては、家庭、学校のほかに子どもの成長に欠かせない子どもの居場所づくり事業が多彩に展開されていますが、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての児童館が市内にはありません。子どもたちが安全に遊び、くつろぎ、異年齢で活動し、信頼できる大人に相談できる場所として、児童館の整備が必要と考え、3点伺います。

1項目め、市内の子どもの居場所の運営状況とその効果について伺います。

2項目め、市内にある南児童館は社会福祉法にのっとった施設になりますが、設置目的と利用状況について伺います。

3項目め、現在、子ども条例の制定に向けて検討が進められています。子どもが自らの意思で利用できる児童館の必要性について見解を伺います。

2項目、指定管理者制度についてです。

これまで様々な視点で何度も取り上げてきましたが、今回は令和8年、来年4月からの指定管理者の指定に向けて、現在進行中の史跡水辺公園（市民プール）、それと総合体育館（とび

うめアリーナ)の公募による指定管理者候補者選定について、ガイドラインに沿って3点伺います。

1項目め、指定管理者の募集があり、申請書類の受付期限が11月14日、審査結果の公表が12月8日となっています。ガイドライン上、指定管理者の指定についての議案の提案時期は12月議会ですが、市議会議員及び市長選挙が12月に行われる関係で、議会が、今11月に開催されていることから、今議会以降に指定管理者の指定議案が提案されることになると思いますが、それがいつになる見通しなのか伺います。

また、11月議会での提案がかなわなかった理由について伺います。

2項目め、公募を行う場合には、運営参加に関心のある事業者等から意見や要望を調査し、公募条件を設定する際の参考にすることとなっていますが、その内容について伺います。

3項目め、公募により選定する場合の選定基準として、市が当該施設の管理者に対して何を求めているかを具体的かつ明確に示すこととありますが、それはどういうことなのか伺います。

以上、2件、6項目についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長(門田直樹議員) 教育部長。

○教育部長(添田邦彦) おはようございます。

1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、子どもの居場所づくり事業については、子どもを令和の都だざいふの宝として真ん中に位置づけ、絶対的にその命を守り、すくすく伸び伸びと成長できるよう、居場所や出番づくりなど、様々な施策を推進しているところです。

子どもまんなかのパッケージの全世代交流フリースペースの活用推進事業として、いきいき情報センター1階の全世代交流フリースペースでは、多くの学生に自主学習スペースとして利用されるなど、にぎわいを見せています。今年度は、自習スペースの拡張を行うとともに、eスポーツ体験会を開催するなど、全世代の交流ができる場所としてフリースペースの有効活用を図っております。

ほかにもプラム・カルコア太宰府、男女共同参画推進センタールミナス、とびうめアリーナといった公共施設において、自由に使える学習スペースを開放しているほか、一部の地区公民館や大学等においても、地域の子どもたちを対象とした様々な事業が行われております。

公園遊具等の設置・整備事業として、市内の公園には子どもたちの思いを取り入れたブランコをはじめ公園遊具などの設置を行っており、子どもたちが使いやすい居場所として整備しております。

小中学校屋内運動場空調設備整備事業として、昨年度、日本一の猛暑のまちの児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように、また、避難所としての環境改善を図るために、他市に先駆けて小学校6校、中学校3校の屋内運動場に空調を整備しました。

市内の小学校長寿命化改良事業や教室棟増築事業、中学校施設整備事業、学校施設バリアフリー化など施設整備事業として小中学校が建物の耐久性を高めるとともに、多様な学習形態へ

の対応が可能となるように省エネルギー化及び環境性能の向上、バリアフリーの推進など、学校施設の整備を計画的に進めているところです。

また、学校内での居場所づくりにおきましては、放課後子ども教室の拡充として、地域の実態に応じた子どもの居場所がつくられていくようコミュニティ・スクールの推進を図る中で、地域学校協働活動の取組の一つとして、令和3年度から放課後子ども教室を展開しているところでもあります。この教室では、地域コーディネーターが中心となり、学校や家庭だけではなく、子どもを取り巻く幅広い地域住民の方々の参画を得て、子どもを真ん中に据えた取組が行われております。

放課後子ども教室に参加を希望する子どもたちは年々増えており、学校の先生方や地域の皆様、保護者の協力の下、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもたちにとって貴重な体験ができる場となっております。

また、ひきこもり・不登校等対策パッケージとしましては、小・中学校給食費の助成事業として、令和の都だざいふの宝である子どもたちが、ひとしく安心して栄養バランスの取れた食事を取ることができるように各家庭へ支援している不登校児童生徒への給食費助成事業を行っております。

また、メタバースを活用した不登校支援事業として、メタバースを活用したバーチャルとリアルハイブリッドな居場所支援を行っており、不登校児童生徒支援の推進事業として、令和6年度から開始した本市ならではの不登校児童生徒支援事業として、全ての小中学校にサポートティーチャーの配置及びサポートルームの設置並びに全ての中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援の充実を図り、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に継続して取り組んでおります。これまで取り組んでおります自立や学校復帰を支援する市内2か所のつばさ学級や筑紫女学園大学の学生たちの支援によるキャンパス・スマイルと、重層的に支援の体制を整えてきているところです。

特に、今年度から実施しておりますメタバースの取組はメディアでも取り上げられており、保護者の関心も高く、実際に不登校の状況にあった生徒が、メタバース上で先生方とつながり、学校のサポートルームを利用するといった、学校に来られるようになったという成果も出てきております。このようなきめ細やかな支援を行うことで、子どもたちの学力も向上してきているものと思っております。

このような様々な取組を通して、学校内外で子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に取り組んでおります。

子どもたちの居場所づくり事業として、家庭や学校にも居場所がない子どもたちの第3の居場所を運営するなど、学齢期以降の子どもたちの安心・安全な居場所づくりを行うとともに、適切に関係機関につなげていく取組も行っており、虐待防止等の一定の効果は出ているものと考えております。

さらに、新しい公共の仕組みづくりの具体的取組として、地域の居場所づくり推進事業を実

施しており、子どもから高齢者、不登校児童、ひきこもり者、障がい者など地域の方が気軽に安心して参加できるコミュニティ食堂、いわゆる子ども食堂を開催する団体に助成を行い、みんなが集える居場所づくりを実施しております。この事業では、様々な関係機関、団体及びボランティア等と連携し、全ての人の居場所や地域課題の早期解決につなげ、地域コミュニティの活性化を推進しているところです。現在12の団体が市内で子ども食堂を開催しており、参加された方からは、地域の人たちと会話しながら食事ができてよかったとの声をいただいております。一定の効果があっているものと考えております。

また、孤独・孤立対策の推進事業として、ひきこもり当事者とその家族が抱える課題の整理・助言・コミュニケーション能力の回復、復学や就労等に向けた活動支援などを行うとともに、自殺対策事業として、特に若年層の自殺の増加が社会的課題となっている中、自殺対策を「いきるサポート」と位置づけ、健康や生活、家庭などの様々な悩みを抱え、心が落ち込んでいる方などに対し、精神科医と連携して「こころの健康」に関する相談窓口を設置するなど、一人一人に寄り添った支援を行っております。このような窓口で相談することで、個人で抱えている悩みの解決に少しでもつながってきていると実感しております。

加えて、県内で若者の居場所づくりに取り組んでいる、一般社団法人ソーシャルワーク・オフィス福岡が、今年度4月より、いきいき情報センター1階の保健センターで「まちの保健室」を開設されています。このまちの保健室では、若者の居場所のほか、福祉的知識を有した専門の相談員が常駐しており、心や体の不調の相談のみならず、あらゆる悩みを気軽に話せるような身近な場所として設置されています。家庭や学校以外に集う場所があることで、訪れた学生からは、また来ますなどの前向きな言葉も聞かれ、徐々にではありますが、一定の効果が出てきているものと考えております。

これらの居場所づくり事業の取組は、行政、地域、関係機関等がそれぞれの立場から、子どもたちのために何ができるのかを考え、実施されているものだと認識しております。

次に、2項目めについてですが、南児童館については、人権センターの設置条例に基づき、地域及び周辺地域の住民の生活の改善及び向上を図り、社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置されたものです。

その目的に基づき、地域の子どもたちの体験や学習の場のみならず、生活そのものの指導、支援を行っているところであります。今後も、子どもたちの学力保障を図り、人権・同和問題の速やかな解決に向けて施設の活用に取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 次に、3項目めについてですが、今回の児童館ガイドラインの改正につきましては、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念を踏まえ、子どもの権利に関する理解を深めるような取組や中・高校生世代の利用、新たな居場所づくりをはじめとする多岐にわたる項目が新たに追加されたものと認識しております。

これらの改正内容につきまして、今後、国や県の動向を注視するとともに、本市では現在、

子どもの権利条例の制定に向けた検討を行っておりますことから、それらの進捗状況も考慮しながら本市の児童館に求められる機能はどのようなものであるかなど、様々な形で在り方を含め、近隣市の状況も参考にしながら、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1項目めの子どもの居場所の運営状況ですね。どういう場所があって、どういう子どもたちが来てるかということは、とてもよく分かりました。今までの事業の内容とか、推進だったりとかということは、これまでの議会の中でも説明等いただいていたので、想像していたものかなというふうに思ったところなんですけれども、やはり今の居場所は、それぞれの子どもたちに何か条件がつくとか、例えばさっきの説明の中にありましたけども、学校に行けない子とか、あと心にちょっと戸惑いがあるとか、何か悩みがあるとか、そういう子どもたちがこの場所にとり分けられてるといふような印象がありました。1項目めについては、分かりました。

2項目めの南児童館についてですけども、南児童館、今回1件目を取り上げるに当たって、児童館という言葉、冠がついてる施設は南児童館になるということなんですけれども、もともとの設置目的が違うというところで取り上げています。

この南児童館の在り方については、以前の一般質問でも取り上げていますし、予算決算にも取り上げてるところでありますけれども、ちょうど1年前に一般質問で取り上げたときに、この南児童館、人権センターの一つとして位置づけられていますけれども、これを条例改正するなり、この施設自体の目的を変えていくことも必要なんじゃないかというようにと、あと、老朽化の問題がありましたので、これについても早く手をつけるべきだということなどでの回答をいただいています、今後、検討するということなどだったんですけども。これについて、何か進捗があれば教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 繰り返しになるかもしれませんが、南児童館は、太宰府市人権センター一条例に基づき設置されている施設となっておりますので、社会福祉法及び太宰府市人権都市宣言に関する条例の規定に基づき、歴史的社会的理由により、生活環境の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的にしているところは変わらないところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） それは、その内容を変えていくべきではないかということ質問していただつもりなので、今の回答だと、もうこのまま変えないということという理解でよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 南児童館につきましては、今お答えしたふうにはなっておるんですが、南児童館に限らず既存の施設を他の利用目的に転換する場合には、施設の改修とか施設の利用者の理解、運営する人材の確保、運営ルールの設定など課題がございますので、新しいニーズも踏まえながら、現在行っております公共施設再編の検討の中でも可能性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。恐らく1年前の回答とあまり変わっていないという印象で、今こういう、子どもたちの育つ環境が問題があるというようなことで、様々な活動がされたりとか場所がつくられたりしていっている中で、南児童館も一度検討すべきではないかという提案をしているということを理解していただいて、引き続き考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

そういう前提で、3項目めの児童館開設についてなんですけれども、南児童館は人権センターで、社会福祉法に基づいた施設である、地域の住民のための、福祉向上のための施設であるという前提であるならば、別の児童福祉法にのっとった児童館が必要ではないかというようなところの流れでお話ししたいというふうに思っています。

様々先ほどの回答の中に子どもの居場所があるということは理解しましたけれども、私もいろいろ活動には参加してきましたし、今もしているところですけども、例えば、ちょっと幾つか上げたいと思うんですけど、例えば子ども食堂ですね。この第3の居場所として、もう10年ぐらい前からスタートし、10年、10年にはならないかな、ぐらいから子どもたち、なかなか経済的に厳しいとか、食べれてない子がいるんじゃないかというところでスタートした子ども食堂ですけども、第3の居場所として活動も認められて広がっていきました。それが、今もうコミュニティ食堂ということで、太宰府市内も地域活動の一つのような、子どもに限らず年齢を超えて、集まって一緒に御飯を食べようというようなことに、そういう取組になっているというような変化があります。それが一つですね。

それから2つ目が、子ども会なんですけれども、子ども会、これは子ども会、さっき回答の中にありませんでしたけれども、子どもの居場所と、活動する場所として子ども会があると思いますけども、子ども会が、今、加入率が減っています。もう既に、地域に子ども会がないところもあるんですけども、ここもやっぱり子どもの居場所だったわけですよ。学校以外の地域の公民館で時々子ども企画があつて、集まってきて遊ぶと、交流するというようなところがもう減ってきている。会自体は存続してるけど、活動自体も少なくなってきたという現状があると思います。

それから高校生の居場所ですね。小・中学生の義務教育を受けている子どもたちの居場所は十分にあると思いますけれども、高校生になると、太宰府市から出て、市外の高校に通ったりすることによって、小・中学校の友達となかなかゆっくり遊んだりとか、過ごしたりとかする

場所がない。先ほど回答の中にありました、まちの保健室を運営してある一般社団法人のソーシャルワーク・オフィス福岡ですけども、団体さんも今、やはり中・高生、思春期の子どもたちに対応が必要だということで、警固界限と言われる警固公園で、同じようにまちの保健室を開催したりとかいうようなことがあっています。そういう意味では、やはり警固まで、今行けない子たちもいるそうで、電車代がないんですね。行くすべがないということで、地域に戻ってきてるという流れもあります。そういうことが一つ。

それと、あとは私が感じているところは、先ほどの回答の中にいろんな居場所があると。それはやはり子どもの特性があって、個性というか背景があって、ここに行ったらどうか、ここだったらいいんじゃないかということが分けられてると思うんですね。そして、学校でも特別支援級だったりとか、放課後だと、これまでは学童と一緒に過ごしていたけれども放課後デイサービスを利用することによって分けられているというような今、環境になってきたときに、今の子どもたちが大人になって成人したときに、この太宰府市の中でどういうつながりが持てるのかというところがすごく、先を見て事業をつくっていかないといけないときに来てるんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味で、今、太宰府市が行っている居場所としては、ここを拠点にというようなことを今お話した内容が、この場所だったらカバーできるんじゃないかというようなところがあるというのがあれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 先ほど、全世代の交流の、フリースペースということもありますので、そこでコミュニティの場ということで使っていただければというところは考えております。以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 様々な居場所の拠点になる場所としても児童館が1つあれば、いろんな事業が市内にばらばらあつてるところを統括するとかというようなことにもなるのではないかなというふうに考えたのが一つあります。

この児童館が、今回改正された背景なんですけれども、こども家庭庁が児童館担当課長宛での通知文書を12月に出されていますけれども、この文書は、太宰府市に児童館がないので来てないかもしれませんが、この中で、施設の役割として、子どもや家庭における課題件解決のために遊びを通して関係性をつくって、ソーシャルワーク、相談事業の機能を強化していくことが一つ。それから、中・高校生の居場所が不足していることから、利用可能な環境づくりを進めるということが、背景にあるというふうにされています。

この改正ガイドラインなんですけれども、これをつくるためのワーキンググループの取りまとめの文章を読みますと、やはり18歳未満、思春期の子どもたちが、子ども自らの意思で来館することができる施設であるということを再度書かれていました。児童館が、子どもたちが親に断ることもなくあそこに行くとか、あそこに行くからお金頂戴とか、あそこに行ってい

いとか、そういう許可を取らなくても行ける、ふらりと来れる場所。そして行けば、小学生から高校生まで、異年齢で過ごせる場所。そして、そこで自分たちがどういう遊びをしたいのかとか、どういうふうな勉強をしたいのかとか、関わり合いたいのかとか、何かそういうことを話し合う場所だったりとか。そして、さらには先ほどの課題解決につながる子どもたちの困っていること、学校での悩みだったりとか、それこそ学校、学校に限らず家庭でのこととか、親のこととか、何かそういうことが困っていること、それから助けてほしいことを、そこにいる専門性を持った大人に話して解決していくというような場所になり得る児童館であるというふうに結論づけているんですけども、こういうことを含めて、この児童館というものを太宰府市に1つ、やはり造るべきではないかなというふうに思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先日、本当に偶然なんですけど、愛知県の小牧市に全史協の関係で行ってまいりまして、そこで、スーパーの跡地、建物を利活用して児童館にしているところを見に行きました。かなり、市長をはじめ当地の方々、職員、市民の方も含めて子どもたちの立場に立って、非常にアスレチック的なものとか様々工夫を凝らしておられて、もちろん最初は反対もあったらしいんですけども、かなり予算もかけて造られたということで、今では非常に人気のあるスポットになっているということでありました。

私は、2期8年の中で、そういう箱物的なものを極力、コロナ禍もありましたし、やれなかったし、やらなかったというのものもあるんですけども、やはり今後、先ほど来、我々の取組はお伝えしましたが、まだまだやはり子どもたちにとって、本当の意味で手の届きやすいとかニーズに沿った、そういうものが、まだまだ市の中で工夫の余地はあるということは間違いないと思いますので、今後の新しい体制なり担当に引き継いでいきたいと思いますので、今後とも様々なご指摘・ご提案をいただければ幸いです。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 以前、児童館を、児童館建設をということではちょっといろいろ一般質問で取り上げたりとかということをしてきた時期があったんですけども、そのときには国土館大学の跡地を購入する際に、その一部分に児童館的なスペースをつくったらどうかとか、改修をしてというような提案をしましたし、とびうめアリーナ、総合体育館ができるときには、そういう児童館的なスペースをつくるということも提案をしてきましたけれども、それも全て今かなっていません。

こういう流れの中で、今、子ども条例を太宰府市がもうつくろうとしているというところで、子どもの意見を聞いて、反映させることができる施設がやっぱりこの児童館でもありますし、先日、条例制定のための子どもの権利のワークショップがありましたけど、子どもたちが来て、いろんな話を、どういうまちにしたいとか、どういう学校にしたいとか、どんな家がいいとか、何かそういう話とかしてましたけど、やはりそこに専門の職員さんが行って、子どもたちの意

見を出しながら、わあっと盛り上がっていて、たくさん言葉が出てくるというのは、すごくやっぱりいいなというふうに思ったとこなんですけども。子どもの権利条例をつくるときに、それを運用するときに、やっぱり必要なのって権利救済の窓口だと思うんですね。これは宗像市、持ってますけども、そういう子どもたちの悩みをきちんと受け止められる場所をその中でつくっていくということが必要だと思いますので、これまでの太宰府市の児童館に対する取組だったりとか、造ろうと検討したけどもできなかったというような今流れの中で、今、再度検討するときではないかなというふうに思っていますので、このことは要望したいと思いますが、再度ご回答いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、先ほど申しましたけれども、ちょっと残念ながら私の代ではもう間に合いませんけれども、様々なご指摘を次につなげていく、そうしたことは、責任を持ってやっていきたいと思っておりますし、もうやはり子どもたちの絵を真ん中に置いた、そうした条例もせっかくつくる過程に入ってきましたので、条例がやはりできてから、どのように具体化していくかという順番にはなろうかと思っておりますので、せっかくのいい機会ですからしっかりと次につなげていってもらえるような、現段階での準備をしておきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 楠田市長におきましては、もう今期で退任されるということですので、今の言葉と、これまでの児童館への取組についての流れも、担当課のほうで受け止めていただいて、調査研究していただいて、ぜひ実現していただきたいということをお願いいたしまして、1件目を終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 2件目について、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員のご質問にもありましたように、太宰府史跡水辺公園及び総合体育館において、令和8年度4月からの指定管理者の選定に向けて、作業を現在行っているところであります。

次期指定管理者の選定につきましては、ガイドラインに沿いながら本年4月に募集方式を公募によることの決定を行い、6月議会で補正予算の計上の提案に向けて、指定管理費の算定の作業を行いました。算定に当たりましては、現在の指定管理者へ資料となる見積書の提供を依頼するとともに、ほかの複数の事業者に対しましても資料となる見積書の提供の依頼を行ったところであります。

その結果、現在の指定管理者からは見積書の提供を受けることができましたが、見積書の作成に要する負担が非常に大きいことから、ほかの事業者からは提供いただくことが難しい状況でありました。このため、現在の指定管理者から提供いただいた見積書を資料として精査にしっかりと時間をかけ、市独自の積算を基本とした指定管理費の検討を行ってまいりました。あわせて、より多くの事業者からの応募を図り、筑紫地区の状況や昨今の物価高、最低賃金引

上率、企業向けサービス価格指数、消費者物価指数等を考慮し、妥当な金額となるよう調査、検討しておりましたことから、補正予算の計上の提案時期が、9月議会となったところであります。

その後、9月議会で債務負担行為の承認をいただきましたので、太宰府市指定管理者候補者選定委員会を開催し、募集要項、仕様書の検討を行い、募集等のスケジュール、評価方法等の詳細を決定したところであります。本来であれば、11月議会に提案すべくスケジュールを検討しておりましたが、より多くの事業者からの応募があることを優先的に考え、募集期間や現地説明会、質問事項の受付・回答、申請書類の提出の期間について、事業者が応募するために十分な時間が取れるように判断したものであります。

なお、指定管理者候補者の決定につきましては、12月8日が予定となっておりますが、議会への議案の提案等、以降のスケジュールにつきましては、今後の指定管理者候補者選定委員会の中で協議を行っていくことになると考えております。

次に、2項目めについてですが、募集要項、仕様書に反映させる意見聴取につきましては、見積書の提供を依頼しました事業者から実施することを考えておりましたが、事前に実施をすることができませんでした。このことから、近隣市町の状況を確認するとともに、10月14日に太宰府史跡水辺公園と総合体育館の現地説明会の開催に併せて今回の募集要項や仕様書の現地を見ていただいた上で意見聴取を行っております。また、事業者には、質問事項について上げていただき、10月28日にその回答をホームページ上で行っております。

次に、3項目めについてですが、次期指定管理者に対しましては、市と連携を取りながら施設の適切な維持管理や利用者のニーズを反映した事業運営を行い、市民サービスの向上に寄与する提案を行っていただくことを考えております。

また、民間のノウハウを生かしたイベントの企画など、創意工夫による市民満足度のますますの向上を図って行くことに期待をしております。

市としましても、次期指定管理者と共に、よい公共サービスの提供を目指しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 総合体育館と水辺公園の指定管理についてですけれども、前回の指定管理指定の際に、いろいろトラブルと申しますか、指定に滞るようなことがありました。最終的に3月議会で指定管理の議案が出たわけですけれども、そういう前提の中で今回の指定については、やはりそういうことがないように万全を期して、スケジュールを進めていくということが必要だったと思っていますので、最低でもやはり12月議会、このスケジュールどおりに議案として出してくるということが必然だったというふうには思っていますが、今回、12月から11月に議会が前倒しになる中で、もうこれは以前から分かっていたことですから、11月に議案提案をするというようなスケジュールリングはされていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） すいません。繰り返しになりますが、募集期間や現地説明会、質問事項の受付、申請書類の提出等の事務期間を考慮しますと大変期間が短くなり、より多くの事業者に応募をいただきたいという思いもあり、事業者にとって十分な時間が確保できるようにちょっと配慮したスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） それは、始まってから起こったことであって、ガイドライン上に沿っていけば、12月に出さないといけないという前提であれば、もしかしたら前回のような何かトラブルがあるかもしれないという予想の下に開始時期を早めるとか、その間、何かあったときにはこういうふうに対処するとか、そういうようなことが検討されていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 所管課におきましては、4月に公募の決定を行った後、6月に債務負担行為の補正予算の上限の議案を提案するように作業を行っておりましたが、その精査、作業に時間をちょっと要したところと、あわせて、やっぱりより多くの事業者様に応募いただくようにちょっと図ったということが考えでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 4月にこの公共施設を公募にするか非公募にするかという選定委員会が行われているわけですけれども、その際に、やはりこの体育館とプール、水辺公園については、担当課だけじゃないですよ、全体としてやはりきちんと取り組んでいかないといけないというような話がされていたのかということをお伺いしたいんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 検討に当たっては、本年4月に決定はしておりますが、そのときは関係部署で協議をして、行っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ちょっとかみ合わないところもあるかと思うんですけども。なぜそこにこだわるかといいますと、やはり前回のことがあるので、やはり議員、議会としても、この案件について、やはりきちんとチェックをしたりとか、審査をしたりしないといけないというようなことは私にはありましたので12月に、12月議会が前倒しになって11月に出ないということになれば、次はもう3月になりますので、3月に出されるのか、その予定で行っているのか、途中で臨時会を行われるのか。改選されて初議会はありますけど、初議会の中に入れるのか、これ多分、議案提案ないと思うんですけども。そういう予想は立てられてると思うんですけど、

そこら辺はどのように管理されてるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） いろいろとそこら辺についてご心配をおかけしているところでございます。

状況から説明すると、やっぱり相当程度、やっぱり物価高の影響で、非常に全体的な金額上がっているような状況も実際ございました。その精査に本当に時間がかかったというのが実情でございます。もちろんそれを見越して、もっと早めに手を打っておくべきであったというのは、それはおっしゃるとおり、それはもうこちらのほうで十分受け止めさせていただきます。

ただ、そこら辺で、実際、市民の皆様は税金ですから、それをぜひ適正な価格にということ、もちろん見積りも見積りで適正なんですけど、そこら辺の査定に非常に実際に時間がかかったというのが実情でございます。今度の議案についても、もちろんできるだけ早く実施させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議員としては、やはりきちんと審査をしたいという前提がありますので、12月、11月議会ですね、この今の4年間議会を、議員としてやってきたこの議員構成で審査するのがベストだったのではないかというふうに思います。ですので、改選されて、これは予測ですけど、3分の1の方は入れ替わられるんですよね。新人に代わりますので、そういう意味では、行政側も提案する、説明するのとても大変なことになると思うんですよね。ですので、そういうことは、それはもうお分かりになっていると思いますけれども、改選後の議案提案になるということですので、それについては審査に係る資料の提案、提出とか、何かそういうところは、今まで以上に細やかにやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、先ほど金額が上がっているというお話がありましたけれども、実際に9月の債務負担行為補正の中で、前回の指定管理のときの金額は7億円ちょっとだったんですけど今回は9億円になってますので、5年間で2億円ですかね。だから毎年5,000万円ぐらい上がっているような内容になっていましたので、これは先ほどの人件費だとか物価高とかは、もちろんあると思いますけれども、これだけ額が増えてるということは、それだけ市民負担が増えてますし、市民もこの施設をやっぱり十分に使えるように、本当にあってよかったなど。太宰府にプールがあってよかったなというようなものにしていただきたいと、そういう説明ができるようにしていただきたいというふうに思います。その点、よろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員おっしゃるとおり、そこら辺については重々説明をできる限り尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際に4月から始まって、ここまで来てしまったわけですから、もう致し方ないところありますけれども、その後の対応をきちんとお願いしたいというふうに思います。

それから、2項目めの募集要項についてですけれども、募集要項については、募集要項に反映させるために民間事業者から意見聴取をするということにガイドラインにはあるんですけども、実際にはできなかったということでしたけれども。この運営参加に関心のある事業者から意見や要望を調査するというふうになっていますが、これはどういうことを想定しているのか、どういうことが出てくるんじゃないかと想定されているのかということをお聞きしたいんですけども、例えばどういう事業者に尋ねるとか、どういう手順で行うとかいうようなことは、実際に考えられているのでしょうか。これは、もう体育館に限らず公募するに当たってはそういうことになると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 公募をされるであろうという業者さんが、非常に、何ですかね、たくさんいらっしゃる時というのは、結構向こうのほうから、これはどういう意味ですか、この管理についてはどこまでしたらいいんですかとか、考え方ですよ、管理の考え方というのは結構、景気のいいときには結構そういうふうな業者さんもたくさんいらっしゃると思うんですけど、どうしても、何ですかね、そういうふうな業者さんが少なくなってくるというような、恐らく人手不足というのもあるんでしょうけど。要は、買手市場みたいな感じになって、買手市場みたいな形になって、結局、ある一定の、複数の、たくさんの業者さんがいらっしゃる時はそういうふうな意見が出てくるんですけど、とにかくぜひ受けてくれというこちらの立場で情報とか、いなかいないか、こういう業者さんがいないかとかいうのは、我々も随分目を光らせてお願いをして、何かありませんかというような話もしていくのが通常なんですけど、もうそういうふうな機会がなかなかなくて、もうどちらかというと、それはもうある一定の業者さんの中での範囲で、今、指定管理者がいらっしゃるでしょうというような感じで結構返されることが多いです。それについても、やっぱり我々も非常に問題意識を持っておって、どなたか、ここの業者さん、区域の中のいろんな業者さんに、どうかどうかというふうな形でお声がけしてみたらどうかとかというようなことも実際やっておるんですけど、そういうようなことで反応がなかなか返ってこない、そういうことは試みるんですけどね。先ほど申したとおり、説明会の中で来た業者さんにお伺いするとか、それとか公募の中で質疑が来たときに、質疑できちんと返していくとか、そういうふうな状況に実際にはなっているというような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 説明会のときに質問があつて、それで答えるというようなことはあるかと思いますが、このガイドラインに書いてあるのは、募集要項を作成するために意見聴取

をするということになってますので、募集が始まってから聞くというのとはまたちょっと違うと思うんですね。ですので、事業者からの聴取がなかなかできないと、手を挙げてくれる業者が少なくなっているという前提はあるかと思います。そのところは理解いたしました。分かりました。

それから選定基準、すいません、3項目めですけども、選定基準についてですが、指定管理者に具体的に求めているものは何かということなんですけども、今まで体育館については、市民の方のいろんな情報公開請求だったりとか、窓口でいろんな対応だったりとかというようなことがあっていますので、実際に改善しないといけないことだったりとか、あと、その選定基準に盛り込まなければいけないことがあるのではないかとこのように思いましたので、何を求めているのかということをお話を聞いていただくと、ちょっと担当課には聞いたんですけども、その中で今、募集要項の中にある選定基準、指定管理者採点表というのの中の採点の点数の高いところが選定基準ということに、具体的に求めているものというふうにお話は聞いています。

そういう中で、ちょっといろいろあるんですけどちょっと時間がなくなってしまったので、申し訳ない、申し訳ないというか残念ですが、今回の採点表の中に30点という得点をつけているところが4項目ありました。基本方針、理念、目標が具体的である。それが運営にふさわしいものになっているとか、あと、維持管理、管理体制に対する方針計画が適切であるかという項目があるんですけども、これは具体的なものがこの採点表の中にはないので、業者がこういうものをきちんとやりますというような、別のこの項目立てというのをつくっておくべきではないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 要領書みたいな感じということでよろしいですかね。基本的に、そういうのも仕様書の中の範囲が広いものですね、仕様書の中の適正な管理の範囲が広いものについては、ちょっと今後は、そういうふうな要領書の作成とかも考えていこうかなと、提出を依頼していこうかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。そういう何か細かなところをはっきりさせておかないと、実際にその業者がやってなかったとか、これは行政側がこういうつもりだったというようなことでは解決しないということがあり得ますので、そのところはお願いしたいというふうに思います。

最後に、ガイドラインについてですけども、1項目めでもお話ししましたが、ガイドラインに基づいて、この指定管理者指定を行っていくということになりますし、あと、中身の公募による選定についてもこういう手続を取ってとか、こういう、さっきの選定基準を設けるとか、あと募集要項もこういうふうにつけていくとかというようなことが書いてあるんですけども、先ほどの回答の中で、スケジュールのことについてはやっぱり今回もちょっとずれずれになっ

てしまっているということですね。それから選定基準、ごめんなさい、意見聴取についてはできない、できていないというような結果があります。

そういう中で、このガイドラインを守ることについては、以前の一般質問で笠利議員もおっしゃってますけども、その回答の中で楠田市長も発言されていますけれども、これは遵守すべきものというふうに回答がされています。ですので、今このガイドラインが生きていの中で、できてないことがやっぱり幾つか出てきている中では、もう一度このガイドライン自体を守るというような、その行政運営が必要なのではないかなというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） ガイドラインについてなんですが、先ほど議員おっしゃられましたように、市長からも当時、回答いただいておりますが、実は、そのときの議会で、市長の発言後に、当時の総務部理事から補足説明を行っております。ガイドラインを見ていただいて、当然遵守といっても、あくまで規則のように全部一言一句を決めているという趣旨ではございません。基本的な例とか考え方という形で提示をしておりますということで補足説明をさせていただいているのが、まず、前提にあるところでございます。

今回、それを踏まえまして、ただ、とはいえ、ガイドラインに沿って担当課のほう、頑張ってもらいまして、史跡水辺公園と総合体育館につきましては、4月に募集方式を公募によることを決定しておるところでございます。

ただ、その後が、先ほど教育部長、副市長からも説明がございましたが、様々な理由により、このタイミングでの指定案件の提案となっているところでございます。ガイドラインにおいて、提案時期の目安を示しておるところでございますが、議員もおっしゃられるように、最も重要なことは、住民ニーズに効果的・効率的に対応していくこととございまして、それを踏まえて精査のほうを行ってきたというところがございます。

ただ、今ご指摘のことも含めまして、今後もそちらのほう、調査研究並びに充実のほうを図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） そうですね、指定管理制度を使って住民サービスを充実させていく。行政の負担も減らしていくということはあると思いますけれども、これまでの指定管理についてのその取組が、市民にきちんと説明されているか、説明責任が取れているかというところが、とても疑問を持つところですので、今回も取り上げさせていただきました。

先日、下関市のほうに視察に行っていました。お話を聞いてきました、ガイドラインについてですけれども。やはり以前も言いましたけども、第三者の選定委員会、委員を入れたりとか、それからそのガイドラインの進捗状況の状況についても、担当の係長、担当者を付けたりとかというようなこともやはりされていますので、そういうことは以前もお願いしましたけれども、また引き続きガイドラインの充実、遵守するための体制づくりを進めていただきたい

というふうに思います。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、高齢者の食支援充実に向けた配食サービスの拡充について質問いたします。

市内では、五条のジョイント太宰府店が11月末に閉店するなど、食料品を扱う商業施設が減少しています。さらに高齢者の方々にとって、買物に出かけるための交通手段を確保することが、年々難しくなっている状況があります。

こうした中、加齢や体力の低下により、夕食の準備がおっくうになってきた、病院から帰ってきて、食事を作る元気がないという声を多く聞くようになりました。今後は、さらに増えることが予想されます。特に独り暮らしの高齢者が増加する中で、食の確保は、健康の維持だけでなく、生活支援、そして安否確認の面からも非常に重要な課題です。

そのような状況の中で、本市が実施している高齢者への配食サービス事業は、単に食事を届けるだけでなく、配達時の声かけによる見守りや安否確認の機能を兼ね備えた貴重な地域福祉の仕組みです。まさに命を守る支援であり、今後さらに強化すべきものと考えます。

本市の配食サービス事業の利用世帯数は、令和6年度が90世帯となっています。

一方で、本市の高齢者のいる世帯は、令和2年に行われた国勢調査によりますと1万2,486世帯、高齢者のみの世帯は平成27年国勢調査のおよそ6,700世帯から7,800世帯へと推移しています。この中で実際に令和6年度に配食サービス利用が90世帯という状況です。

そこで、1項目め、配食サービスの現状について伺います。

1点目、配食サービスの現時点での利用者数、サービスを受けるための条件と、この事業の開始時期について伺います。

2点目、配食サービス導入の目的と、市はこの事業の位置づけですが、食支援、安否確認、健康維持、地域連携など様々な側面があると思いますが、どのように捉えているのか伺います。

2項目め、利用者数が伸び悩む原因と市の認識について伺います。

1点目、特に私の周囲の高齢者の方々からは、そもそも、この配食サービスを知らなかった、民間のお弁当と何が違うのか分からないといった声を多く聞きます。利用が進まない背景と要因についてお尋ねしたいと思います。

2点目、民間の宅配弁当は安価で選びやすい一方で、安否確認や緊急対応の機能はありません。一方、市の配食サービスは、見守りの最前線です。配達時に反応がなく、包括支援センターへ連絡したことで、高齢者の命が救われた事例もあります。

このように、社会的に重要な役割を果たしているにもかかわらず、十分に活用されているとは言えない現状に対し、市の課題認識、利用を増やしていくための改善策や今後の方向性について伺います。

3項目め、利用促進に向けた施策について伺います。

1点目、価格に関しては、現在1食当たり450円ですが、毎日の利用となると負担が大きく、利用をためらう方もおられます。価格をもう少し利用しやすいものに見直すことで、利用促進につながると考えますが、補助を拡大することを検討されないか伺います。

2点目、現在は委託先が1社のみであるため、味が合わないが、選ぶことができないという声があります。複数の事業者から選べる形にすることで、満足度向上と事業の持続性が高まると考えますが、市の見解を伺います。

最後に3点目、ICTを活用した、見守り機能の見える化に関してですが、全国では、タブレット端末で配達状況を記録し、異常があれば包括支援センターへ即時に連絡する仕組み、ICTを活用することで、配達状況、安否確認、健康状態の共有が見える化され、より安心で効率的な見守り体制が構築できます。本市の見える化の取組状況及び方向性について伺います。

市内の買物環境が変化する中で、食を支える仕組みをどう守り、広げていくのかが今、問われています。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、配食サービスを食事提供にとどめず、見守り・健康・地域連携を担う総合的な支援として位置づけ、今後の拡充を強く要望します。

以上、回答よろしくお願いたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご回答いたします。

まず、1項目めの1点目についてですが、配食サービスの委託業者が、夕食のお弁当を利用者に直接手渡しにて配達をしているところですが、令和7年度の利用状況につきましては、10月末現在まで65世帯、延べ413人の方がご利用されていらっしゃいます。

対象者の利用条件については、①65歳以上の独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯。②加齢等の理由により買物、調理が困難な方。③安否確認が必要な方で、これら3つの要件を全て満たす方でございます。事業の開始時期は、平成12年7月より実施しております。

次に、2点目めについてですが、食生活の改善と健康増進及び高齢者の自立と生活の質の向上を図り、併せて安否確認を行うことを目的に、包括的支援事業の任意事業として実施しており、高齢者支援施策の重要な一つであると認識しております。

次に、2項目めの1点目についてですが、家族の支援や民間の配食サービス業者の参入によ

る選択肢の多様化があると考えておるところでございます。

次に、2点目めについてですが、現在、高齢者支援パンフレットや市ホームページで周知しておりますが、民生委員やケアマネジャーなど支援者への周知の強化を今後さらに図り、サービスの認知度向上に努めてまいります。

次に、3項目めの1点目についてですが、配食サービスの費用につきましては、現在、1食税込729円のお弁当を提供しておりますが、そのうち450円を利用者負担とし、残りの279円を市が委託料として補助しております。近年の物価高騰に伴い、お弁当1食当たりの単価も前回契約時よりも上昇しておりますが、増額分は市が負担することにより、利用者負担額が上がらないよう努めているところであります。

また、現在の委託契約は、今年度末で満了となり、次期契約に向け、物価高騰等による事業者の運営コストが増加している現状も踏まえながら、今後、検討してまいります。

次に、2点目めについてですが、現在は1社と委託契約を締結しておりますが、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目めについてですが、配食サービス事業は、安否確認も目的の一つであるため、お弁当は直接手渡しで配達しており、その際、可能な範囲で日常会話に心がけ、利用者の状態の変化に留意し、必要に応じて利用者の状態を市へ報告することとしておりますので、ICTを活用した配食サービスにつきましては、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

本市の配食サービスは、単なる食事提供にとどまらず、高齢者の健康維持と地域の見守り体制を支える重要な事業でございます。現在、高齢者の食支援として、本市の配食サービスにとどまらず、高齢者の方々の多様な嗜好にも配慮し、民間業者の情報提供も行っておりますが、今後、高齢者の生活支援施策の一つとして、また、高齢者の総合的な支援を進めていく中で、サービスの充実と利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。あっさりした回答を見て、これから私をご提案しようと思う気持ちがちょっとくじかれた感じです。

まず、1点目の配食サービスの現状についてなんですけども、本市の配食サービス、平成12年から25年間実施されていることになります。

しかし、実際の利用者25年に及ぶのに約65世帯という現状、この数字を見ただけでも、本当にこの対象者にこのサービスを届けたいのかと疑問に思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） まず、利用者の状況、近年の状況ではございますが、令和4年度が73世帯、令和5年度が79世帯、令和6年度が90世帯、現在が、7年度10月末におきまして65世

帯というふうな状況でございます。ご利用者の方々も、いろんな、多様な嗜好というのもございますので、本市のほうとしても、もちろん配食サービスもその中の選択肢の一つではございますが、ご利用者の嗜好によっては民間のサービスもご利用されたいというご意向というのも考えながらサービスの提供に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 年々ちょっと減ってる、65世帯にまで減ってるという状況はとっても残念です。いろんな嗜好によって選択肢があるということ、またこれは後ほど、私、触れたいと思います。

現在の利用者数の推移をおっしゃっていただきましたが、なぜ推移をお尋ねしたかということ、ほとんど数字が動いてない、あるいは減ってる。ということは、このサービス自体が埋もれているんじゃないか感じたからです。あわせて、サービスの対象者ですが、どのような状態の方が実際に利用申請されているのか、見守りが必要でも利用につながっていない方がどの程度いるのか、市として把握している範囲でお答えください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 実際にご利用されていらっしゃる方についてですが、まず1つとして、65歳以上の独り暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の方、加齢等の理由によりまして、買物、調理が困難な方、かつ安否確認が必要な方というのが対象者のご利用条件でございますので、この3つの要件を全て満たす方が対象となっております。

利用につながっていない方がどの程度いるのかにつきましては、市として明確な数値を把握はできておりませんが、地域包括支援センターや民生委員の活動を通じまして、支援が必要と考えられる方の情報収集には努めているところでございます。今後、関係機関と連携しながら情報共有の強化を進めまして、必要な方へ確実にサービスが届くよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

把握していない。利用が伸びない原因を分析するにも、どの層に情報が届いていないのか、どの状態の方がサービスにつながれていないのか、把握してないことには、改善策が打てないと思います。先ほどご回答があったように、少なくとも包括支援センター、民生委員、ケアマネジャーと連携して、見守りが必要な未利用者の傾向を把握する情報共有の仕組みを早急につくっていただきたいと思います。ご提案します。

あと、現在、実際の利用が65世帯というのは、明らかに本市の高齢者人口から見ても非常に少ないと感じます。市民の方からは、サービスの存在を知らなかったという声をいただきます。いや、ほとんど知らないという声ばかりです。本来であれば支援につながるはずの方が、制度を知らない、あるいは利用に至っていない、そういった埋もれたニーズが相当数あるんじゃない

いかなと感じます。

次、2点目の配食サービス導入の目的、位置づけなんですけれども、配食サービスに関しては、食事の提供と、あと見守り、安否確認、それと、先ほど言ったように、地域包括支援センターとの連携、地域との連携、そこが導入の目的に一番ふさわしいんじゃないかなと感じますが、それはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 配食サービスの導入の目的及び位置づけにつきましては、本サービスは高齢者の栄養状態の確保とともに安否確認を兼ねた見守り機能を提供することを主な目的としております。特に単身高齢者や買物や調理が困難な方に対し、日常生活の自立を支援し、地域で安心して暮らし続けられる環境を整える施策の一つとして位置づけているものでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

声をかける。そして応答がない場合は通報といった体制により、孤独死の防止になる。そういったところにもつながると思います。実際、そのような事例とかございましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の方の命等が救われた事例につきましては、過去ですけれども令和6年度でございますが、配達時に高齢者ご本人が、全く動けない状態であったため、配達員の方が近所の方と協力をしていただきまして、救急車を要請し、緊急搬送された事例というのがございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 今ご回答いただいた内容でも、やっぱり見守り、安否確認が十分に発揮できているなと感じました。

配食サービスというのは、先ほど言ったように食事の提供、見守り、安否確認、そして地域の連携という大きな3つの役割があると思うんですけれども、そこで質問です。市としてこの3つの役割のうち、どこに最も重点を置いてますでしょうか。食支援なのか、見守り安否確認なのか、地域連携なのか、どれも大事な事業だと思いますけれども、特に重点を置いているのはどこでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご指摘の3つの基準機能につきましては、議員もおっしゃられたとおり、いずれも重要でございます。今後、高齢者の増加を踏まえると、特に見守り、安否確認の機能の強化が必要であるというふうに考えているところでございます。高齢者の単身世帯が増加する状況におきまして、日常的な接点を通じて異変を早期に把握することは、重度化防止

や必要な支援につなげる上で極めて重要だと考えているところです。同時に、食支援の確実な提供や地域との連携強化につきましても、総合的な高齢者支援の観点から、引き続き充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） やはり見守り、安否確認という重要な機能が一番大事なかなと思いますが、それが十分発揮されるよう、今後、市としてはどのような強化策を考えていらっしゃるのか。例えば包括支援センターとの連携の仕組みをより明確にするとか、異変時の対応ルールを強化するとか、ICT導入で記録や共有が見える化するのか、市としての方向性を伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 見守り、安否確認機能をより確実に発揮させるため、現在、契約の中におきましても、安否確認につきましては明記をしております、緊急時の対応、安否確認ができないときの対応など、状況に応じた体制を構築しておりますが、今後も配食事業者との情報共有体制の明確化・迅速化をさらに図り、異変があった際の連絡ルートや対応方法も再確認してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） お願いします。

また、この配食サービスの位置づけに関して質問いたします。

このサービスは、包括支援事業の中の任意事業と認識しています。この点に関して、包括支援事業の任意事業について少しご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご指摘のとおり、配食サービスにつきましては、地域支援事業のうち任意事業に位置づけられております。

任意事業とは、国が定めました基本的な枠組みの中で、市町村が地域の实情に応じて自主的に実施することができる事業のことを指しております。必ず実施しなければならない必須事業と異なりまして、地域の高齢化の状況やサービス需要に応じまして、内容や実施方法を柔軟に設定できる点が特徴となっております。配食サービスもその一つとして、市の判断で高齢者の生活支援や見守りの役割を果たす目的で実施しているものでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。配食サービスは、介護保険の給付対象外です。ご回答にもありましたように、地域支援事業の任意事業として市が地域の实情に応じて自由に取り組める事業で、生活支援の支援策の一つだということを確認いたしました。

では、この配食サービスは、本来任意事業として位置づけられているものですが、太宰府市

で、あえて実施している目的はどこにあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご回答の繰り返しになるかもしれませんが、高齢者の食生活の改善と健康増進及び高齢者の自立と生活の質の向上を図り、あわせて安否確認を行うことを目的に実施しております。配食サービスは単なる食事提供にとどまらず、高齢者の生活の質向上や安全・安心の確保として、重要な施策として位置づけております。任意事業ではございますが、今後も継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 任意事業ですよね。市が地域の実情に応じて自由に取り組める事業、そして、あえてこちらの事業に取り組んであります。

なぜこの質問をしたかという、任意事業として取り組まれているのに現状の結果が極めて乏しいからです。実績が伸びていない状況を見ると、本気度というのが全く伝わりません。任意事業だからこそ、本気で取り組む理由を明確化させてほしいと思います。任意でやっているのに成果が出ていないのは問題です。市は何のためにやっているのかというのを強く、ちょっと申し上げたいと思います。

次に、利用者が伸び悩む原因と市の認識についてなんですけども、市としてこれまで配食サービスの利用につながらなかった理由、選択肢の多様化という回答がありましたけれども、果たしてそれでしょうか。そもそも、先ほど申し上げたように、私、このサービスを知らない、聞いたことがないという、ほとんどの方がこれです。周知不足だと私は思っていますが、そこはどう考えられますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現状といたしまして、高齢者や独り暮らしの世帯など、本サービスの利用が特に有益な方々に情報が十分に届いていない可能性があることは、問題であるというふうに考えております。

そのため、本市におきましては、広報紙、ホームページや高齢者支援パンフレット、地域包括支援センターとの連携、自治会、民生委員との情報共有など、多様な方法で周知の強化に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 回答にもありましたように、周知不足が大いにあると思われませんが、実際、直近でこの配食サービスに関して、周知としてどのようなことをされましたか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現在、市のホームページや相談者の方には、高齢者支援パンフレットを配付して、周知をしているところでございます。また、地域への出前講座毎などの身近な場を通じての周知も行っているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そのような取組というのは、ずっと今までやってこられて、数字が伸びないという結果だと思います。そのような広報では、やっぱり利用につながらないと思います。長年この状況で、もっと届けるべき人に届けてないという状況を見て、やり方を変えようとか、そういったのは思われなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 市といたしましては、従来の広報だけでは、特に高齢者やひとり暮らしの世帯など、一部の方に情報が十分届いていないというふうに認識をしております。現在、民生委員や地域包括支援センターとの連携による周知活動に努めておりますが、新しいアプローチとして、多様な手段による情報発信、地域イベントや相談会での直接通知などを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

そこで、私、2つご提案したいと思います。

1つ目、必要な方へ届く周知への転換です。単に広報誌に掲載するだけでは、高齢者の方に十分に伝わっておりません。

そこで、おっしゃったように地域包括支援センター、民生委員、自治会との連携強化です。その方法として、独居の高齢者、要支援の可能性がある方へ個別の案内を行う。また、民生委員が訪問時に渡せる簡単な案内カードというか、ポケットチラシ、そういったものを作成してお渡しをする。

また2つ目としては、利用者がこのサービスを使いたいけど使えない理由の把握と改善をしていただきたい。

まずは、利用者、未利用者へのアンケート調査をお願いします。制度を知らない人がどれくらいあるのか、価格負担が理由なのか、味の好みやサービスの柔軟性に問題があるのか、見守り機能の周知と評価をちゃんと理解しているのか、こうした実態をちゃんと把握して、エビデンスに基づく改善策へつなげることを提案いたします。

ただ、やっています、市ではこういうことをやっていますというのでは全く私は意味がないと思っています。当初の目的を果たすために利用者を増やして、利用者の満足度を高めて、25年も取り組んでいращやるなら、今までの実績をデータ化するまで取り組んでいただきたいと思います。

では、仮に私が今、この25年間の実績をデータ化してくださいと言っても、きちんとした資料とかデータ報告、実際できますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ご利用者の状況でございますとか安否確認の状況につきましては、現在、実績報告書として、毎月、委託業者よりご提出があつている状況でございます。その中で利用者ごとの1か月間の利用状況でありますとか、日にちごとの安否確認状況を報告していただいております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） もう今既にあるこの事業なので、いつから、誰がどのように進めるかという具体的な方向性を早急に、検討というよりは、ご対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次、2点目ですね。市として課題認識、改善、利用促進に向けた取組の方向性なんですけれども、実際にサービスを利用している高齢者、配達員の声を聞くと、弁当のメニュー自体が合わない、嗜好が合わないといった現場の声があります。すぐに行われるものとして、やはり実際の利用者のアンケート、聞き取り調査を行ってください。本事業の見守り機能を生かし、より多くの高齢者に届けるため、4つご提案します。

まず、情報の届け方を変えます。広報だざいふ、公式LINE、ホームページに定期掲載枠を設ける。あるいは介護保険更新通知、マイナンバーカード交付時にチラシを同封する。あと、窓口で一緒にこのサービスを申請できるような申請サポートの強化をするとかご提案します。

2点目は、地域と現場を結ぶ。民生委員とかケアマネ、地域包括支援センターへの紹介報告制度とか、そういったものをしっかり皆さんに認知していただいて、そういった制度を導入したらどうかと思います。あと公民館とかで、実際にお弁当を試食会とか相談会というのを開催して、味と安心をしっかりと体験していただきたいと思います。そういったものを行っていただきたいと思います。

そして3点目、見守り弁当として、配食サービスというのはちょっと、すごい素っ気ないというんですかね、何か配食サービスというイメージが、聞かれる方にもあんまり湧かないかなと思いますので、例えばあなたを見守るお弁当とかね、そういうブランディングをされたらどうかと思います。あと、家族や地域が安心に、このサービスを買う仕組みとして訴求をしていただきたいです。

利用動機というのは、結構その子どもさんからの勧めが非常に多いというのも聞いております。あと、民間サービスとしっかり差別化をしてください。安否確認がありますよ。栄養管理もしっかりできてますよ。緊急時連絡もちゃんとできてますよという明確化をされることかなと思います。

あと、すぐにできることとして4つ目は、他の機関への連携の推進ですね。例えば市内にあるスーパーとか、ドラッグストア、病院にそういうパンフレットを置くとか。退院支援とか、介護予防の一環として、包括ケア体制に位置づけるとか。将来的には、配食プラス見守りアプリを導入するとか、こういった新しいアプローチ4つを提案したいと思います。

近年、高齢者の方とご家族と同居が難しい時代背景に、すごくこれはマッチしているんじゃ

ないかなと思います。何かあったらどうしようという不安は多くの家族が抱えています。例えば電車とか車で行けるような距離だったらまだしも、遠方に住んでいる家族にとって独り暮らしの高齢者の心配というものは、本当にいつもなくなりません。この安否確認つきの配食は、その不安を解消する安心の購入だと思っております。

また、過去の孤独死事案の多くは、日常の見守り不足から発生するため、配食の日時接触、お届けして、お顔を見て、お話をするという、そういったものは、そういった孤独死とかのリスク低減にも直結します。また、訪問介護ほどコストが高くない、効率的に見守り機能を提供できる。行政にとっても費用対効果が高いんじゃないかなと思います。

以上の理由から、利用促進に向けた取組を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それと、次、利用促進に向けた施策、利用しやすい価格設定についてなんですけども、現在太宰府市、ご説明いただいている450円、729円のところ市の補助が279円で450円、春日市は465円、筑紫野市は460円、他市と比較しても同等あるいは安い水準です。

ただ、利用者の方、ちょっと数十人に尋ねたら、350円から400円ぐらいが個人負担だったらいいなというお声もあります。そういった利用者の経済的負担を軽減する観点から、補助拡大や料金の見直しは、本来利用者が必要な人が経済的理由でそれをできない、継続は困難という問題解決にもつながりますが、そこで、市として利用者負担を軽減する具体的な方策を示すことは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 議員も先ほどおっしゃられましたように、配食サービスの費用につきましては、現在1食税込で729円のお弁当を提供しておりますが、そのうち450円を利用者負担とし、残り279円を市が委託料として補助しているところでございます。近年の物価高騰に伴いまして、お弁当1食当たりの単価も前回契約時より上昇しておりますが、増加分は市が負担することにより、利用者負担額が上がらないように努めているところでございます。

なお、現在の委託契約につきましては今年度末で満了となり、次期契約に向け、物価高騰等による事業者の運営コストが増加している現状も踏まえながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 試算はしてないんですけども、例えば400円とした場合は、小幅の補助拡大で割安感は出ると思います。350円にした場合は、利用促進には有効ではありますがけれども、財政面では結構きつくなるんじゃないかなと思います。

このような利用者負担を減らす補助拡大は、今後検討される余地は、考えるとおっしゃっていただけますけれども、また、ご提案の一つとして、補助だけではなくて、例えば所得に応じた段階的な補助とか、毎日利用する方への上限設定であるとか、あるいは低所得者の方への特別措置、

そういった利用者拡大に有効的だと思いますので、そういった今お話ししたものはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 今ご提案いただきました件につきましても、他の自治体のほうの事例等を参考にしながら調査検討してまいりたい、研究してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 早めに調査研究をお願いします。

あと2番目、選択型サービスなんですけれども、嗜好に合わないとかね、お弁当、自分の食べたいものを食べれないとか、そういう理由でこのサービスを受けられてない方がいらっしゃるということを先ほどおっしゃってました。本市の配食サービスというのは、結局、委託先が1社です。1社による提供。その委託先の弁当が好みに合わない、利用者の満足度向上の観点から、私は、複数業者を選べる選択制が重要であると思いますが、本市はなぜ1社の委託なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 本市の配食サービスにつきましては、安否確認を含めた高齢者支援の一環として、安定したサービス提供体制の確保を重視しております。その観点から、現行では、1事業者と契約しているものでございます。以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 健康管理にしても、利用者が増えないことには意味がないと思います。嗜好が合わない、量が多い・少ないなど、途中で解約されたなどもあると思いますが、その際に、複数業者の導入の必要性というのは感じられなかったのでしょうか。利用者が伸び悩む原因の一つだというふうに、認識はなかったのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 複数事業者の導入につきましては、利用者の選択肢が広がるという点で一定の意義があるというふうに認識をしております。

一方で、安否確認の情報共有の仕組みが複雑化すること、サービスの均等性の確保といった課題もあると思われま。

こうしたメリットと課題を総合的に踏まえて、現時点では慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） メリットおっしゃっていただいたんですけども。選択型の配食サービスは、まず利用者が、選ぶ権利が保障されてます。それと、事業者にとっても、逆に選ばれるこ

とで味とかサービス、そういったものの向上が期待されると思いますので、今後、市として利用拡大に向けて、選択型サービスの導入、そういったものを早急にご対応をお願いします。

次3点目、最後です。ICTの活用による見える化なんですけども、現状ICT活用によるリアルタイムの可視化、ダッシュボード形式で市民も見られる見える化は限られており、多くの栄養管理士とか、自治体内部でのデータ把握にとどまっているというのが現状だと思います。配食事業者によってデータ管理の方式が異なったりするので、自治体の横断的な、標準化された、そういった見える化プラットフォームというのはなかなか築けないのかな、自治体ではまだまだ少ないのかなと思いますが、ただ、将来的には必ずこれは必要になってくるものだと思います、このICT化ですね。その根拠、なぜかという、高齢者の独居増加で人手の見守りだけでは限界がある。行政内部の情報共有が不足する。家族の遠距離化で自治体の見守り負担が増える。いろんな場面での予防重視の政策にはデータが不可欠。そういった、いろんな意味で将来的には必要になってくるかなと思いますが、そこで、質問です。現在、市が把握している配食サービス利用者の利用状況とか、安否確認、栄養状況などデータ、今まで1社の委託業者が報告されたそういったデータは、どの範囲まで管理されているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 利用状況とか安否確認の状況につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、事業者の方から実績報告書として、毎月提出がなされているところでございます。利用者ごとの一月間の利用状況でありますとか、日にちごとの安否確認状況を報告してもらっているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） その報告内容なんですけども、配食事業者からの市への情報提供というのは紙なんですか、メールなんでしょうか。あるいはシステム、エクセル、そういったものでちゃんとした収集は行っているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 利用状況、安否確認状況につきましては、紙媒体にて委託業者から提出を受けているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） しっかり管理をいただいているものだと思います。

それらのデータは、市の内部で実際、分析できる形になっているのでしょうか。職員の手入力、そういった程度なんでしょうか。どのような対応になっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 委託業者の方からご提出のありましたデータというのは、データにつきまして、市職員の方が電算システムの方に入力しております。

分析等につきましては、利用者個人の利用頻度、また、全体では1週間のうち何日利用されているかなどの統計的なものが分析できるような状況でございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。さらに進んで質問いたします。

今後、先ほど述べた理由から、ICTによる見える化、ダッシュボード化、リアルタイム情報共有の導入に関して、厚生労働省が地域支援体制整備の中で、そのICT活用は、高齢者見守り、安否確認の見える化が推奨されていると思いますが、市の認識はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現在、様々な自治体の中において、自治体のDXの推進というのが掲げられているところでございます。その中におきまして、状況によりまして今回の配食サービスのICT化というのがどのような方法が望ましいのかということも考えながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そうですね、ぜひICT、ツール導入の可能性、そういったものを今後検討するというので、ぜひよろしく願いいたします。

ICT化は、福祉サービスの質を上げる手段で、まず、やるかやらないかではなくて、どうやって実現していくかということだと私は思います。今後、ICT化を近隣市よりもね、いち早く、この太宰府市が早く導入するためのロードマップを今後作成するお考えというのはどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 配食サービスにおける安否確認のICT化につきましては、サービスの質向上につながる有効な手段の一つであるというふうに認識をしております。

一方で、ICT化を進めるに当たっては、事業者側の機器導入や運用体制の整備、利用者である高齢者の負担感、機器トラブル時の対応、個人情報取り扱いなど、整理すべき課題もございます。

本市といたしましては、現在、対面での安否確認を基本としつつ、今後、他の自治体の事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

ロードマップの作成につきましては、配食サービスにおける安否確認のICT化につきましては、現在のところ、現行対面での安否確認を基本としつつ、こちらにつきましても今後、自治体の事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

いろいろとご質問させていただいて、ご回答ありがとうございます。私としては、この25年間もこのサービスが存在するのに全く利用者が伸びていない、65世帯に今とどまっているということが、とても残念でなりません。それで、この配食サービスについての拡充をぜひお願いしたいと思ってご質問させていただきました。ご回答ありがとうございます。

今後は、配食サービスの拡充に向けて取り組んでいただきたいのをまとめさせていただくと、まず1点目は、情報の届け方を変えるということですね。必要な人に確実に届ける周知。そして2点目が、利用しやすい仕組みへの改善、価格の見直し、あと選択制サービスの導入。あと3点目は、見守り機能の強化とICT化です。将来に向けた基盤整備をお願いしたいと思います。以上、3点を徹底していただきたいなと思います。

以上、申し上げてきましたけれども、本市の配食サービスというものは、その価値が十分に今、市民の皆さんに届いていない。そして、本来支援につながるはずの方に行き届いていない。この現状こそが一番の課題だと思います。ただやっていますよって、それでは意味はありません。役に立っています。この配食サービスが皆さんの役に立っていますと胸を張って言える事業にすること、そして、ただ続けるのではなく、必要な方に確実に届いて、そして安心と安全を支える実感できる視点として磨き上げていくこと、それをお願いしたいと思います。

高齢者が増えて、家族が離れて暮らす今の時代において、この配食サービスは、単なる弁当宅配ではありません。命を守り、孤独を防ぎ、家族の不安を支える地域のライフラインです。だからこそ、埋もれたままにせず、本市が本気で向き合って周知の強化、利用しやすい仕組みづくり、サービス内容の改善、ICT導入、これを並行して進めていただきたいと思います。市民にとって使ってよかった、家族にとって安心できた、そして、市としても効果があったと言える事業へぜひ押し上げてください。どうか、配食サービスを市民に喜ばれる事業としてしっかりと拡充していただくよう強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで、12時5分まで休憩します。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より、一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきます。

1件目は、本市の道路整備計画について、2項目伺います。

1項目めは、市道宮脇・土居線整備計画についてです。

この件につきましては、令和元年9月、令和3年9月にも一般質問を行いました。本路線は吉松三丁目から大野城市への抜け道として車両の往来が激しいにもかかわらず、幅員が狭いため離合に苦慮し、しばしばトラブルも発生している道路です。

過去の一般質問時の回答では、関係機関と協議を行い、通行しやすくなる方策について検討を行うということでしたが、その後の協議の進捗及びこの路線の拡幅に当たっての課題と今後の整備方針について伺います。

次に、2項目め、土井踏切、中道踏切の整備計画について伺います。

国土交通省の踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に昭和36年に制定されました。平成28年6月、国土交通省は、踏切の交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、緊急に対策の検討が必要な踏切として1,479か所を抽出しました。また、それらの踏切について、全国の鉄道事業者と道路管理者が、踏切道安全通行カルテを作成し、踏切の現状を見える化しました。その後、令和3年10月、緊急に対策の検討が必要な踏切は1,336か所と更新されています。

本市においても、平成29年1月、2か所が改良すべき踏切として国から指定を受けました。しかし、土井踏切、中道踏切は指定を受けていません。どちらの踏切も道幅が狭く離合するのが困難な踏切です。特に、土井踏切は、事故多発、踏切内一旦停止禁止と提示しているほどの危険な踏切です。

令和元年9月、令和4年3月にも一般質問を行っていますが、土井、中道両踏切の整備計画の現状と方向性について改めて伺います。

2項目めは、企業版ふるさと納税について2項目伺います。

企業版ふるさと納税は、制度としては平成28年に始まりました。令和7年度税制改正において3年間の延長が示されましたが、特定の企業に利益を誘導するような不適切運用が見られたりするなど、課題のある制度であることは事実であろうと考えます。また、内閣府が地域再生法の枠組みで運用しているがゆえに、地方自治体に事務負担をかけている面があるのも否めません。

本市でも、企業版ふるさと納税のメリット、デメリットを把握し、どのように運用していくべきかが重要と考えます。

そこで、1項目め、本市の企業版ふるさと納税政策推進の基本方針について伺います。

次に2項目め、寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しについて検討しているか伺います。

以上、再質問は、議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 1項目目についてご回答いたします。

まず、1項目目めについてですが、ご質問の宮脇・土居線の整備につきましては、これまでも複数回議会でご質問いただいておりますが、議員ご指摘のとおり幅員が狭く、離合が難しいこ

とは課題として認識しているところであります。

当該地は特別史跡水城跡の一部であることから特別史跡水城跡保存整備基本設計の方針に基づいた文化財の保護・活用も考慮した道路改良計画を検討しているところであります。

また、交通規制による対策も併せて検討しており、筑紫野警察署との協議を行っているところであります。

さらに当該道路は大野城市との市境でもあることから、道路改良計画及び交通規制についても両市での協議が必要となってまいります。

このようなことから、引き続き特別史跡水城跡の整備と調和した道路改良計画及び交通規制による対策について関係機関と協議してまいります。一方では、早期に実現できる対策についても併せて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、ご質問の土井踏切及び中道踏切につきましては、法に基づく対策が必要な踏切には指定されておられません。これまでも複数回議会でご質問いただき、地元自治会から踏切拡幅や安全対策について要望書も提出されております。

このことから、市といたしましても現状は認識しているところであり、両踏切に関しては、周辺道路整備も含めて検討する必要があると考えております。現時点では両踏切の具体的整備計画はありませんが、令和5年度には警察とも協議を行い、土井踏切周辺道路の安全対策として逆走禁止の標識設置や移動式ガードレールの設置などを行ったところであります。歩行者及び車両が安全に通行できるように、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

吉松というところは、もともと田んぼが多くて、田んぼ道で、かなり吉松の道路もよくなってはきているんじゃないかなと思います。

ただ、やはり一般質問、今回も上げた宮脇・土居線、それとやっぱり踏切ですね、中道の踏切はやっぱり変わらないので、ちょっともう一回、しつこいようですが質問をさせていただけたらと思って、今回も上げました。

資料で配らせてもらった、1番が、この宮脇・土居線の道路なんですね。見ていただくと分かるように、非常に狭い道路。なおかつ手前が太宰府市ですけども、奥側が、もうすぐ大野城市。ちょうど水城堤防の真ん中にその区切りがあるんですよ。もう太宰府から大野城、それで水城堤防がある。なかなか課題があって難しい、変わらない状況。

ただ、この道路のちょうど右側になるんですけど、もう草になってますけども、ここは国有地になってるんです。この手前に6軒おうちがあるんですけど、3軒目の一番奥も、もう国有地で、家はもう全部壊されて、平地になってる。うちの裏が、結構大きいうちがあったんですけど、そこももう売られて、もう平地になってる。結構、質問してからその辺の変化はあるんですね。それで、結構な予算がかかっていると思うんです、それだけでも、やっぱり水城堤防について。だから、うちも入ると思うんですけど、60メートルかな、50メートル、水城堤防から、そ

の距離についてはもう国有地にしていく。何年かかるか分からんけど整備していくと思うんですけど。やはりこの文化財の考え方というのが、この道路についても影響してくると思うので、ちょっと関連して、水城堤防の今後の方向性というか、どういうふうに水城堤防を保護しているのか、文化財保護でどうやっていこうと思っているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 宮脇・土居線の関連の、水城跡ということでお答えさせていただきます。

水城跡の整備事業は、平成27年3月に策定した特別史跡水城跡保存整備基本設計に基づき進めているところでございます。前期15年の整備事業では、西門エリア、中央エリア、東門エリアの3つのエリアを設定し、各エリアの拠点施設の整備や遺構の復元、見学路の整備や樹木整理など環境整備を進めることとしております。条件が整っていない箇所は、計画の遅れが生じているところですが、今後、後期計画を検討していくこととなっておりますので、その中で西門跡の整備や道路や鉄道、河川により分断された水城跡を一体的に見学できる動線の整備などを検討してまいります。

現在の基本設計では、基本理念として上げている、時代と向き合う水城跡の継承と未来への伝達の実現に向けて、努めております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ちょっと文化財と市民生活みたいにネットで検索したら、文化財は、地域住民にとって重要な財産であり、地域の文化や歴史を守り、発展させるために欠かせない存在です。地域住民は、文化財に関わる思い出や記憶を持ち、文化財を大切にすることで地域の魅力を高め、観光客を誘致する役割を果たしています。文化財の活用は、地域の活性化や観光振興にも寄与し、地域住民の当事者意識を高めることが期待されていますというふうに載ってたんですけど、この考え方に間違いはないですかね。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） そのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 水城堤防に関しては、その辺がちょっと市民としてはなかなか湧かない。政庁跡は、いいんですよ。もう年取って車椅子になっても行こうかなと、バリアフリー化している。水城堤防に行くか政庁跡に行くかといったら、やっぱり政庁跡に行く。水城堤防に魅力が足りないというのはそこというか、東門にしても結構、水城館があって広いけど、やっぱり道路が、軽トラがいたり、何かよく分からない。やはり個人的な希望としては、水城堤防から歩いていけるような、だけん、そういう、市民生活が、水城堤防はやっぱり桜とか立派やし、コスモスとか、やっぱり市民も誇りを持てるような、そうすれば協力してやっていくみたいなことがあると思うんですけど。

原点に戻って道路ですね。だけん、その史跡地というか保存なんだから、もうこの道路を広

げることではできませんと。文化財のほうがもう、文化財課のほうが早く出していただければ、次があると思うんですよ。一方通行にしようとか車両通行止めにするとか、やはりこの放ったらかしの状態、大野城市のほうは、結構石の低いやつが並んでるんですよ。多分あそこで車をぶつけてる人はいっぱいいると思うんですよ、離合で。やっぱり自転車も多いんで、車とぶつかるとか、やっぱり危険なんで、ルールをそこで、そのためには文化財のほうが、この水城堤防保護のために、そこを譲らないと。そこで進むと次に進むような気がするんですけど、部長のお考えがあれば。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いいですか、私で、最後なんで、すいません。

それで、もうここだけじゃないんですけど、先ほどお読みいただいたのがちょっと出典が、ごめんなさい、分かってなかったんですが。私からしますと、やっぱり文化財を守ることももちろん大事なんですけども、文化財は、あくまでも今の生活において、地域の中で、国全体においてもですけども、やっぱり当然人が活用する、人がやはりそうして誇りに思う、愛する、そういう気持ちが湧き起こるような史跡じゃないと、文化財じゃないと、結局守る価値もないし、守る意味もないし、守らないほうがいいという意見のほうが強くなると。

本市においても昭和40年代、そういうもう宅地開発、企業誘致、そうしたものをしたほうが、税収もいいたろうというような意見もかなりあったやに聞いていますから、そういう意味では、例えば学業院中学校もいつも思うんですけど、文化財があるために、運動場広げられないと。子どもたちのために私はそちらを広げたほうが、文化財を少し遠慮してもらってと思うほうなんで、今でも。そういう意味では、私も大蔵号で、ここ通り抜けできるんだと思って、新鮮な思いを持ってたことも思い出しますけれども。やっぱりそうした結論がなかなか出せてないという私の責任もありますので、そうしたことをもう一度、文化財の必要性というか重要性というか、何を優先するのか、人の生活なのか。そういうことをやっぱりもう国全体でも整理してもらって、その上でこの場所をそういうふうに、もう広げられないと。水城跡を整備するために優先するので、さっき言われたように一方通行にするとか、時間差にするとか、そういうこともあるでしょうし、むしろ逆に、人の生活のために両市でもっと協力をして拡張するとか、そういうことをやっぱり結論を出していかないと、おっしゃるようにご指摘、これまでもされながら、そのまま放ったらかしというのが一番悪い状態だと私も思いましたので、改めて、今後しっかりと受け継いで、引き継いで、結論を出せるようにということは考えていかなきゃいけないと改めて認識したところであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 最初の頃の質問では、もう道を何とか広げてという思いで質問してたんですけども、近頃は何か、議員しよったら考えが変わってきて、やはり史跡地って大事やし、例えばこのとこに大野城が造ってるみたいにトイレを造るとか、何かちょっと雨除ける、そこで説明できる。結構5人10人と興味のある方が来られるんですよ、ここの。だけん、その割に

は何もないんですね、ここにね。やはりそういうふうには人を置くか、もしくはそうすれば、何か行事で灯籠やないけど、いろんな年間の中でやるとか、何かそういうことをやっていただくと、市民としても何か水城堤防に誇りが持てるというかな。なおかつ、やっぱり危険な道路があるんで、ここは一方通行でもいいし車両通行でもいいんで、やはり危険な道路は排除しなきゃいけないんで、ぜひ文化財のほうが中心になって、やっていただければなという希望で終わりたいと思います。

次、2項目め、2番ですけど、これ中道の踏切です。これが、大体田んぼがあったんです。ちょうどこのガードレールが出た部分が広がったんです。何か将来、30年後、希望が持てるような、ちょっと雰囲気。もちろん離合はまだできないんですけど、かなり広がって、大分通りやすくなってる。もうこっちに立派な家がいっぱい建ったんですけどね。中道の踏切については、今ちょっと広がっている状態です。

裏のほうの5番、市民の方からもよく言われるんですけど、何でこれと、なぜだと。この左側、白い車のところに白い側道の線があるんですけど、地元でない方は、この側道沿いに止めしやるとですね。それは正しいんです。そうすると、後ろの車が行けないんです、我慢できて行ったりしてあるみたいやけど。もう地元の方はびたっと寄せるんですよ。そしたら後ろの車が行くんですね。だけん、これはどういう安全面で考えられるとか、説明していただけますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の白線につきましては、自転車、あるいは歩行者等を含めました道路利用者が安全に通行するための路側帯を明確化するものでありまして、現状、必要なものともと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 2020年でしたかね、吉松のマルキョウのところで、人がやっと通れるぐらい。そこで、バイクの人が、特急と、あれから2回引かれて亡くなった事件があったんですけど。僕は、個人的にあれはもう整備のミスというかな、枕木で滑りやすかった。やっぱり朝雨でぬれてるとこに多分バイクで滑られたと思うんやけど。

同じように、この土井の踏切は、いつ事故が起きてもおかしくない。左折するときに、ちょうど踏切内に入ったときに、直進するときにぶつかるんですよ。だけん停止する、踏切内で。僕もまた一般質問するとき、また通りよったら、また同じ思いしたんですけど、踏切が上がるやないですか、それで行くでしょ。左折車が来て止まる。そこでまた遮断機が下りるんですよ、カンカンカンカンと。あれは何回経験しても焦る。あんとき、やっぱり焦ってアクセル踏む人も出てくると思うんですよ。やっぱり事故が起きる可能性が非常に高い。だから、どっちかという、これがもっと左にやって、左折したほうがぶつからないんですよ。だけん、1回目の質問のときは、ここにまた用水路もあるんでね、そこを埋め立てて広くしてとか考えてたけど、そういう予算もないやろうから、自分としては、もういっそのこと、ここも一方通行に

できないか。だけん、出るだけです、出るだけ。こっこの裏の3番なんですけど、これは中道の踏切から出てきてから右折・左折するんですけど、やっぱりここは見えない交差点で、ここも事故が起きるんですね。だから、ここも中道の踏切でも一方通行にしてもらって、新しくできたセブンのほうに行くというか。こっち側の土井の踏切は、もう出るだけ。そうせんと、視野は広いんやけど直進でやってくるんですね。だから、できればちょっと10センチぐらい高くしたあれをしたほうがいいと思うんやけど、ブンと来る車もあるんでなかなか、ここもルールがもうぐちゃぐちゃな状態で、直進する車もあれば一旦停止で走る車もある。かなり危ない状況にあるんで、いろいろ、いろいろ考えたんですけども、もう一方通行というような方向で、ちょっと自治体、自治会とかも、ちょっと話し合っていて、やっぱりとにかくこのままは危ないです、この状況は。ぜひその辺で安全という部分で、いろんな方策を自治会とも話し合っ、部長、いただけますかね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 土井踏切、それから中道踏切、それぞれの一方通行ということですが、一方通行にした場合の影響が非常に広範囲にわたることになります。ですので困難な面もあるかとは思いますが、交通規制に関しましては、地元のご意見も参考にしながら、警察と協議して調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 分かっております。でも諦めずに、ぜひ話し合っただけだと思います。

2件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、平成28年度に創設された企業版ふるさと納税・地方創生応援税制は、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大9割が税額控除される仕組みであります。地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して、地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があることから、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度となっております。

本市では、企業版ふるさと納税制度の活用が現在ほど広がっていなかった令和3年度に、制度適用に必要な地域再生計画の認定を受け、その計画に基づき現在は、太宰府の底力総發揮構想など、現総合戦略の4つの基本目標に基づいた4つの推進プロジェクト並びにそれら4つを包含した課題解決先進都市だざいふプロジェクト、そして、令和の都だざいふ「梅」プロジェクト、合計6プロジェクトを、企業版ふるさと納税の対象としております。このように限定的なプロジェクトではなく、包括的なプロジェクトを設定しておりますのは、本市のまちづくり

にご賛同いただける企業からの寄附を幅広くお受けし、総合戦略に基づく事業を積極的に実施していくためであります。

直近では、太宰府の底力総発揮構想にご賛同いただき、福岡国際音楽大学の設置支援をご所望される多くの企業から多額の寄附があったことから、これを原資として大学設立支援を行ってまいりました。結果、先日、設置認可を受けられましたことは、世界に羽ばたく人材育成を掲げる本市にとっても、子どもたちの将来への可能性を大きく広げるものであり、教育文化水準の向上や地域経済への好影響、地域コミュニティの活性化、人口減少対策や関係人口の拡大、地域ブランディングなどの観点からも、今後大いに期待しているところであります。

ご質問の本市の企業版ふるさと納税政策推進の基本方針についてですが、国の制度拡充や全国的な寄附実績などの拡大の流れがある中、国の制度に基づいた適切な運用を図るとともに、積極的に本制度を活用した寄附の受入れ拡大に力を入れ、貴重なまちづくりの財源としてさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、令和7年度税制改正により、チェック機能の強化や寄附活用事業の透明性向上を目的とした制度改正が行われたところであります。具体的には、事業実施に際しての留意事項を確認するチェックリストの導入や、契約手続などにおいて一定の条件を満たした場合に国への実施報告を義務づけることや、寄附法人名の公表が求められる内容が含まれております。

本市では、これまでも寄附法人名や寄附額の公表を適切に行ってまいりましたが、令和7年度以降、この制度改正内容に基づき、既にチェックリストを導入しているところであります。

引き続き、企業版ふるさと納税制度をより適切に運用していく考えであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

学校法人高木学園福岡国際音楽大学2026年4月開学。高木学園音大とは、学校法人高木学園が2026年4月に開学する福岡国際音楽大学を指します。この大学は、福岡県初の4年制大学で、音楽だけでなくICTスキルや音楽療法士の資格取得を目指せる点が特徴ですということで間違いはないですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やっぱり企業名を公表してないこともあって、寄附額も何かばらばらなんで、僕はちょっと把握できてないんで、寄附額の総額と、国際音楽大学の、寄附された企業数、それとまた事業費は範囲内となっていると、寄附額はというふうに乗ってたんですけど、福岡国際音楽大学の事業費も、もし分かっていたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、寄附額についてでございますが、令和6年度と

令和7年度を併せ、9社から約7億円の寄附を頂いており、希望される寄附対象事業については、福岡国際音楽大学設立支援を希望されていることから、その寄附の意向をしんしゃくしつつ、最終的には本市の判断として、全額を学校法人高木学園に設立支援金として支出しておるところでございます。また、福岡国際音楽大学への支援を希望する寄附につきましても、まず、市の事業費の範囲内での寄附を受け入れておるところでございます。

また、大学の事業費についてですが、事業費のうち12億円を寄附で受け入れるという計画となっているものと伺っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） すいません、総額幾ら、ちょっと聞き損ねて、すいません。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 令和6年度と令和7年度を併せ、今現在9社から約7億円の寄附を頂いておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 寄附額は、高木学園に対してのみ行ってるんですね。太宰府市にということではないですよ。太宰府市の教育に対して、その寄附額の一部はとか、そういったことはないんですよ。全て高木学園でいいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そういう企業との記録みたいなものは残ってるんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 企業からの寄附の申出をいただいた際には、企業版ふるさと納税制度の、まず説明を行っております。また、寄附金額のほか、寄附の活用希望や寄附情報の公開意向などを記載しました寄附申出書を提出いただいております。

また、寄附企業に対しましては、市から寄附金受領証明書を発行しております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今度はふるさと納税も、高木学園にした、高木学園でのふるさと納税みたいなのが下りてきてるんですけど、それで間違いないですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほど説明しましたとおり、福岡国際音楽大学設立支援を希望されている企業様からの寄附になるんですが、まずは、そもそもが太宰府市のほうでプロジェクトのほうを立ち上げておまして、太宰府の底力総發揮構想、こちらにご賛同を、まずいただいております。その上で、福岡国際音楽大学の設置支援をご所望される多くの企業から、多額の寄附を頂いておりますというところになっております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、企業版やなくて個人のふるさと納税も今度、高木学園に出た場合、違ったですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 個人版のふるさと納税ということでございますね。こちらにつきましても、非常に本市に大学設立していただくことは大変喜ばしいことですので、個人版ふるさと納税につきましても、今後、支援のほうを行って、市が主体的となって、支援のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 個人的な意見なんですけどね、やっぱり太宰府市では、地域創生で、学生まちづくり課題解決プロジェクトということで、学生の自由な発想を生かして提案を形にして、太宰府市のまちづくりに貢献する人材を育成する。何かすっきりするんですよ。やはり企業版ふるさと納税の寄附金は、公金として扱われる。やっぱりそれをすると、今回、太宰府市が高木学園にしてやってることは、何かちょっと疑問を、個人的にはちょっと感じるところがあるんです。

その部分で、今度は、先ほど回答にもありましたけど、やはりそういう企業版ふるさと納税でいろんな問題が起きて、今度、下りてきたじゃないですか、地域創生税制の延長ということで、寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体によるチェック機能の強化、事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階でチェックを行う。寄附活用事業の透明化ということで、寄附手続等において、一定の場合、国への実施報告を義務づけ、寄附法人名を公表。寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において第三者を含む審議会等により、非公表とする理由の確認を行った上、国へ報告し、国はその理由を公表するというふうの下りてきてますけど、そういった部分では、本市はもう十分検討されてるんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題がある事案が発覚し、地域再生計画の取消しがされた事案が生じたために、必要な改善策について、今回、国のほうで検討を行い、令和7年度からチェック機能の強化や寄附活用事業の透明性向上を目的とした制度改正が、まずされておるところでございます。

本市におきましても、制度改正の趣旨を踏まえまして、寄附活用事業の企画立案段階から入札契約などの準備段階、事業実施段階に至るまで、チェックリストによるチェックをまず行っております。また、公平性・透明性を確保するとともに、国の基準に該当する場合には寄附企業名を公表するなど、企業版ふるさと納税制度をより適切に運用してまいり所存でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 問題になった福島県の国見町ですかね、高規格救急車の開発のリース事業、この事業は、町が企業版ふるさと納税で集めた寄附金を基に一般車両をベースとした独自のリースをする計画でしたが、手続の公平性や透明性の欠如、受託企業との関係などが問題視

され、事業は中止されました。内閣府も、寄附した会社へ便宜上の供与があったと判断し、国見町の地域再生計画の認定を取り消しましたということで、これはやっぱり町の事業ということで、百条委員会をもって調査し、第三者委員会で報告してるみたいですけど、これをここで聞いてもおかしいかなと思いつつながら、基本的にこういう課題があれば、議会のほうで百条委員会で対応するという基本方針でよろしいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとすいません、百条委員会の是非については、私も議会側の判断が基本でしょうから何とも、今の時点で申し上げにくいのですが、もう一回ちょっと今までのやり取りをお聞きしながら原点に立ち返りますと、我々としては、私としては、これまでも筑陽学園が甲子園へ行ったとき、また、日本経済大学がウクライナの学生を受け入れたときなどに、この企業版、個人版のふるさと納税、クラウドファンディングというのをやってきました。これは、要は甲子園、僕大好きですし、ウクライナの方もかわいそうだったんで、本当は市として補助したい、支援金を出したいという思いもあったんですけども、やっぱり市民の中に、これはもう甲子園は別に興味ない、ウクライナ人、何で外国人にお金さなきゃいけないとかそういう声もあったもんですから、そういう中で、やっぱりもう応援したいという方が、ふるさと納税という制度を通して寄附をしていただいたものを、基本的にはもう手数料だけ差引いて、そのまま直接お渡しする。それが寄附者の意向でしよし、それが実際にそういう事業に役に立つはずだと。音楽大学も、まさにその例だと私は思っていますので、そういう意味では、逆にその部分から寄附者の意向に反してほかのことに、何か我々として使うということになれば、それはそれでまた寄附者の人もそうですし、受け取る側もそうですけども、また音楽大学も、我々が何か支援金を今、市として出しているわけではありませんで、いろんな意味でふるさと納税制度を使って、そうした寄附が集まるということで、市に、廃校になってしまうかもしれなかった大学が、新たな福岡唯一の音楽大学に生まれ変わることは非常に望ましいことだろうということをお願いをする上で、それを使う、その制度を使っているということでご理解いただければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり9割が、税金がね、企業にとって、その辺でいろんな課題というか問題が出てきやすい。そこの選択というのは、ちゃんとやっぱりチェック、透明化が必要だろうと思うんですね。

ちょっと調べてみると、これが何で分かったかというたら、河北新報の新聞記者の方が、会社に連絡があった。総務課長、町長、副町長、教育長の給料が上がったと、もう災害があったのに。それで、そこを調べに行っただけですよ。そしたら実際、上がった。そして、議会の議事録を見たら、この救急車のリース事業を見たわけですね。これは何かおかしいぞということで、これが分かったみたいなんです。

ただ、この会社は多賀城市にあるんですけど、やはりほかの自治体でも10年ぐらいそういう

コンサルタントもしてるし、ここの国見町でもそういうコンサルタントをやってたんですね、防災・災害に対しての。その流れで、この救急車のリース事業が下りてきたみたいで。でも金出すところは税金というか企業なんやけど、それがもう3社、グループ会社でこうやるんで、利益を誘導する。

その新聞記者が言うには、ユーチューブでの放送だけなんですけど、今その自治体が狙われてると。ここの企業は、今度は教育委員会を牛耳ってやると言ってたらしいんですね。やっぱり行政が、教育とか福祉とか、いろんな部分で、やはり財政もちょっと厳しいし、人手不足というところで、おいしい話をコンサルタントが持ってくる。そこのチェック機能というのは、やっぱり市で持つておかななくちゃいけないんじゃないかなと。いろいろ、いろんな課題がありますよね、教育にしても、今からの地域の部活動移行にしても、いろいろ人が来て、金もあつたら、やっぱりそこで、その辺のチェックが組織としてというかな、一課長、部長の判断でいいのかなというような気がするんですね、その企業版ふるさと納税のこういうお誘いというか、そういうことについて。だから、もうちょっと市としても持つてたほうがいいと思うんですけど、市長、お考えを。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 徳永議員も、最後のご質問・ご指摘ですから真摯に受け止めたいと思いますし、ただ1点、今のさっきの例と違いますのが、我々が、例えば音楽大学を市として造りたいと、私、市長として、例えば公約で造りたいと言ってましたと。だから、どっか音楽大学を造ってくれそうなところ探して、それを、支援金を調達するためにいろんな企業に私どもがお願いをしてということの中で何か、何で音楽大学なのかとか、音楽大学を造る上で何か癒着があるとか、そういうことだったら、そういうことかもしれませんけど、もう本当にこれは、もう皆さんの前で率直に申しまして、職員たちもそうでしょうけど、音楽大学ができることは、後から、構想があることは、まず、女子短期大学が買収といいますか経営者が替わったということもやはり事後的に知ってますし、その中で音楽大学、短期大学はありましたけど設備ももっていないので音楽大学4年制で、それは長年の経済界なり福岡県全体の思いでもあったという中で、そういう中で、我々としては後から知りながら、それは悪いことじゃないし、そのまま学校がそのまま棚ざらしになって、跡地利用など考えるよりは、そういう有効利用をしてもらったほうがいいということの中で応援をしようという自然な流れですので、こちらから何かつくり上げて、こちらからコンサルなんか癒着して何かするということでは全くありませんので、その点は、ぜひご理解はいただきたいと最後申し上げておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり本市にとってやっぱり教育、子育て、やはりこれは重要な政策だと思いますので、ぜひやっていただきたいと。高齢者も、私も今から高齢者も住みやすい太宰府市にさせていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時30分まで休憩します。

休憩 午後0時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

まずは1件目、楠田市政2期8年における高齢者支援策について伺います。

楠田市長におかれましては、2期8年の任期最後の議会となりました。この8年間で中学校完全給食をはじめとした子育て支援策については一定の成果が出ており、評価しております。今後は、小・中学校の給食無償化等さらなる施策を期待するものであります。

では、今回の項目に上げております高齢者に対する施策に関してはいかがでしょうか。私は、高齢者支援策の大きな目玉施策がなかったように感じております。

そこで、楠田市政2期8年で実施してきた高齢者支援策について総括をお願いいたします。

次に、2件目は本市の教育施策についてお伺いいたします。

1項目め、不登校児童生徒が全国的に増加傾向にある中、過去にも質問させていただいたこともありますが、私は不登校になる前の事前の対策がとても重要だと考えております。

そこで、本市には不登校を未然に防止するための施策としてどのような施策があるのかお伺いいたします。

2項目め、本市のコミュニティ・スクールについては地域との連携が必要不可欠だと考えております。しかしながら、私の知る限りでは、学校側が地域に対して一方的な押しつけを行っており、すなわち学校側が都合よく地域を利用しているようにしか思えません。そのため、地域との連携は全く感じられません。これではコミュニティ・スクールとは言えないのではないかと思います。

教育委員会は各学校側からどのような報告を受けているのかお伺いいたします。

最後に、3件目は民泊についてお伺いいたします。

近年、非常に多くの外国人観光客が本市にも訪れるようになってきています。それはありがたいことではありますが、文化の違いから様々なトラブルが起きている現実もあります。

本市には、宿泊施設が少なく一部ではトイレの利用とごみを捨てにきているだけといった声も聞かれます。

質問に入ります。

近年、全国的に空き家を再利用した民泊が増えてきておりますが、閑静な住宅街において民泊施設の宿泊者と地域住民との間でごみ捨て、騒音等のトラブルが発生している地域が本市に

限らず増えていると聞き及んでおります。

そこで、民泊施設を認可する際には、民泊業者から地域住民に対して、理解と納得を得られるよう事前説明会が必要だと考えますが、見解を伺います。また、空き家等を宿泊施設として利用する場合に市の許可が必要なものか、併せてお伺いいたします。

以上、3件4項目のご答弁をお願いいたします。再質問は、議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1件目についてご回答いたします。

本市では、「地域で支え合い高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けて、高齢者支援計画に基づき総合的な高齢者支援施策を推進してまいりました。

高齢者支援施策につきましては、継続的な支援が必要なことから、高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進として、敬老事業、長寿クラブ活動支援事業、地域介護予防活動支援事業などにおいて、その充実を着実に図ってまいりました。特に敬老事業につきましては、高齢者の数の増加に伴い、敬老会の会場となる公民館等の収容能力などの課題がある中、補助金の対象年齢引き上げの検討も行ってまいりましたが、これまで長きにわたり地域の発展にご尽力いただいた高齢者の皆様のことを考えますと、対象年齢は変更せず、継続して事業を実施したところでございます。

また、人生100年時代と言われておりますが、毎年、100歳を迎えられ、ご希望される皆様に対しては、全ての方に市長が直接お会いし、お祝いの言葉をかけさせていただいたところでございます。

さらに、健康づくりや介護予防・生活支援として、各種介護予防教室の実施、配食サービスや紙おむつ給付サービスなどの在宅福祉サービス、民間事業者との見守り協定の締結、また、支援体制の充実としては、地域包括支援センターの機能強化、認知症総合支援事業、老人保護措置事業など、その充実を努めたところであります。

新規や拡充しました主な事業につきましては、令和2年度に地域包括支援サブセンターを開設し、担当圏域を市内の東西に分け、地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる支援体制の強化を図ってまいりました。

令和4年度には、認知症高齢者等事前登録制度を新たに実施し、行方不明となる可能性がある高齢者の情報を事前に市へ登録し、所在が不明となった際の早期発見と安全確保・事故防止、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ってまいりました。

令和5年度には、高齢者物価高騰緊急支援対策商品券給付事業を実施し、電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増に伴い、特に家計への影響が大きい高齢者が属する世帯に対し、商品券を給付し、生活の安定及び市内における消費の喚起を促し、地域の活性化を図ってまいりました。さらに、老人クラブ補助金については、会員数に応じて補助金額の段階を設け増額を行い、老人クラブ活動のさらなる活性化・充実を図ったところでございます。

令和7年度には、介護予防に役立つ住民主体の通いの場の運営や地域活動などを行っている自治会に対して、交付している地域介護予防活動支援事業補助金の上限額を65歳以上の人口数に応じて加算する方式に拡充し、地域介護予防活動のさらなる活性化、充実を後押ししてまいりました。

また、帯状疱疹予防接種事業においては、本市ではいち早く令和4年度より助成を始め、令和7年度から65歳以上の定期予防接種を開始し、病気の発症や重症化を抑え、健康で安心して暮らすことができるよう取り組んでまいりました。さらに、日本一の猛暑のまちの暑さ対策として、市民お一人お一人の生命健康を守るため、特に気候変動の影響を受けやすい高齢者に対し、エアコン購入費用の助成を新たに実施いたしました。

一方で、独居高齢者や認知症高齢者の増加などの課題も顕在化しており、今後は、さらなる見守り支援の充実や、地域での支え合い体制の強化に取り組むことが重要であると認識しているところでございます。

今度とも本市の高齢者の皆様が安心していきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、高齢者支援施策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

今、部長からご答弁いただいたんですけども、敬老会には積極的に、活動的というか行動的に動いて、お一人お一人に挨拶をされたと。あと認知症予防や介護保険ですね。あと物価高の支援、それとかエアコンですね。これは存じ上げておりますので、2期8年間あったわけですから、何かもうちょっとこうあってもよかったんじゃないかなと。もっと目玉になる、皆さんが、これしてくれたという、喜ばれるような、そういうこともあってよかったんじゃないかなと思うんですが、まず、私が1点目にお伺いしたいのは、公共交通を利用して、やはり高齢者の外出支援、免許を返納した場合のですね。そのような外出支援策をどのように行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の外出支援についてですが、本市では、買物や通院など、高齢者の日常生活の外出支援として、丘陵地にある高齢化が進んだ団地住民に向け、地域サポートカーの運行を継続して行ってまいりました。

また、令和2年4月から開始いたしました高齢者運転免許自主返納等支援事業につきましては、70歳到達以降に運転免許証を自主返納した方を対象に、交通系ICカード5,000円分を交付することで、公共交通の利用を行うきっかけづくりの一つとして取り組んでまいりました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ICカード5,000円分というのは、免許を持っている方が返納した

場合ですね。しかしながら、全ての高齢者が免許証を持っているわけじゃない、これも一部に限られますね。ですので、できたら幅広く、高齢者と言われる年齢層の方にもっとできたらよかったですね。というふうに思います。

では、私は不登校のことを調べようと思って、新聞を調べてましたら、たまたまなんですけど太宰府市五条の、先ほどもありましたように、地区のスーパーが1店舗になるということで、この記事を見つけました。やはり地域のスーパーが撤退、また閉店が、もう本当に何か相次ぐ中と言っても過言ではないんですが、移動販売車の導入の提案を行ってきて、民間業者による、とくし丸とか、移動販売車が運行開始になったんですけども、残念ながら先ほど言いました、この五条のスーパーが閉店することによって、移動スーパーとくし丸も一緒に撤退をしまうと、こういった現実があります。

その中で、部長が答えられるのかどうか分からないのですが、楠田市長は、このような買物支援に対して、どのような施策を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 時間も限りがあるでしょうから、買物支援を、私、前、ですから結果として、なかなかめり張りもありますし優先順位もありますので、やっぱり子どもを優先してきたということは、もう率直にお認めした上で、しかし高齢者の方ももちろん、全世代居場所と出番構想などで、若い人もいますので、そういう助け合いも含めてと思ってまいりましたが、少なくとも移動販売車が継続できるように補助を続けるなど、さっきの高齢者、敬老会などもそうなんですけど、今までやってきたことを止められそうなものを、何とか踏みとどまる、公共交通もそうですけども。そういうところにちょっと守りですけども、そこを固めてきたということは上げられると思ってます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 地域によっては、スーパーがなくなるというのは本当に非常にもう生活ですけど本当にもう命に関わる問題なんです。今回この五条地域においては、過去最大で3店舗あった。それが1店舗になってしまう。私が住んでいる地域においては、もう周りはコンビニしかない。ほかのところもそういうところありますけど、コンビニしかないところありますけど。ですから、やはりもうちょっと買物支援策を充実させていかなければいけないというふうに思ってるんですけどね、私自身も。ましてや移動販売車も撤退するというので、やはり地域によっては、近隣市、例えばうちで言うと筑紫野市が隣にあるとか、五条周辺の方、ちょっと山沿いに住んでる方も、近くに行けば、近くは宇美町にあるとか、筑紫野市のところにもあるということで、もっとそういったところと連携していかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。市を超えた、やっぱり連携が必要だと思いますね。ですから、今後はこういった施策も非常に重要だと思いますし、本当に生活、命に関わってきますからね。楠田市長はこれで、今期で終わってしまうのが残念なんですけども。そういったことで、買物支援を今後やはり本市の重要課題として、行っていただけたらと思います。

それでは、3つ目に入ります。健康寿命を延ばす、体力向上の施策をどのように行ってきたか伺いたいんですが、昨日、市のLINEで、こうやってケアランポリンやってますよというLINEが入ってきた。こういったことも含めて、やはり健康寿命を延ばす体力向上の施策、これをどのように行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 高齢者の健康寿命の延伸でありますとか体力づくりの支援についてでございますが、具体的には、すこやか運動教室、健幸リズム教室や体力測定などを開催いたしまして、通いの場の充実を図り、また、介護予防に係る専門職による出前講座を地域で開催し、フレイル予防などの啓発活動を実施して展開してまいりました。

議員ご質問の点につきましては、今後、高齢者支援施策の中でもいろいろと重点的に支援を図っていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。今後、高齢者増加に伴い、それぞれの支援も含めて、高齢者の総合的な支援について、さらなる充実を図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 自治会行事とか小学校区行事の中で、ありがたいことなんですけど、やっぱり出てきてる、出場してくださる方が、結構やっぱり同じメンバーが多いんですよ。ですから、周知はしてるんですけど、なかなか新しい方が入ってこれてないので、今後はやっぱり地域としてもいろいろ考えていかないといけないし、市としても、どのようにすれば、スポーツ大会とか、そういった行事にたくさん参加していただけるか。やはりこれも課題だと思いますので、今後ともご検討をよろしく願いいたします。

高齢者支援策につきましては、ちょっと簡単ではございますが、これで終わります。

2件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目について、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、不登校児童生徒の増加傾向は、全国的な重要課題として認識しており、福岡県においては、福岡アクション3として、不登校の早期発見・未然防止に向けた全県的な取組が展開されており、本市としてもこれを積極的に導入し、児童生徒一人一人への適切な支援を実現するよう取り組んでおります。

一旦、不登校になってしまうと児童生徒の学校復帰は容易ではなく、このことが学びを止めることにつながっております。不登校になってからの支援だけではなく、不登校の兆候が現れる前に組織的に手を打つことが肝要であると考えております。

そこで、本市では、独自の不登校未然防止策として、児童生徒の状況を把握するためのチェックシートの活用に取り組んでおります。チェックシートは、支援を必要とする児童生徒の支援レベルを分析する客観的なツールであります。各学校で作成したチェックシートの分析結果

を基に、不登校及び不登校兆候ではない児童生徒の状況を早期に把握します。そこで配慮が必要であると明らかになった児童生徒に対して、教職員が重点的に声かけをするなど、チームとして組織的に支援を行い、未然に不登校を防ぐように努めております。

次に、2項目めについてですが、コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域が連携し協働することで、地域全体で子どもたちの教育や成長を支える重要な取組であり、本市では全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しております。各学校の学校運営協議会では、学校運営の基本方針や学校の教育活動、行事の運営など、学校運営に関する協議が行われております。

学校からは、自治会と連携した防災学習や、夏祭りや秋祭りなどの子どもたちの地域行事への参加、放課後の子どもたちの居場所づくりである放課後子ども教室など、地域と連携した取組を行っているという報告がっております。

市内の中学校では、生徒自らが地域行事に関わる取組が行われております。夏祭りや秋祭りに参加した中学生は、人の役に立ちたいという生徒が多く、地域行事は人や地域のために役に立ちたいという生徒の気持ちに応えることができる大切な活動の場であり、将来、地域で活躍する人材を育てることができる大切な場となっております。

各地域との関わりについて、各学校が工夫しながら、学校、家庭、地域と連携した活動を行っているものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、これが2025年10月30日の新聞記事なんですけども、特に九州で、九州の不登校です。3県で増ということで、福岡県は、前年度と前々年度ですね、23年度と24年度を比べた場合に、福岡県においては5.7%も増えてるんですね。本市においては、分かる範囲でいいんですけど、この不登校の児童生徒、児童は小学生、生徒は中学生なんですけど、小・中学校においてどのような増減があるのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 令和6年度の太宰府市における不登校児童生徒数は、小学校では前年度より減少しており、中学校も前年度より増加しているものの、増加の仕方が緩やかになっています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 安心しました。安心はできないですけど、これから先、何が起こるか分かりませんが、これ前年度の、聞いて少しちょっと安心しました。よかったです。

不登校児童生徒が全国において35万人いるということで、ちょっとすごい数なんですけど、本市の人口の約5倍弱ぐらいいるんですけども。やはり学校が行き詰まるということで、それが引き金になっている。理由が、隠れ校則があるとか、不条理のルールに苦しむとか、こうい

ったことで行きたくない。要するに何ていうか、昔だったら学校の先生から言われたら、そのようにという感じで、そのように動きますみたいな感じだったんですけど、今何か多様化というか、その枠にはまらない。やっぱりそういった個性を持った児童生徒が多いのかなというふうに思っています。

それで、なかなかこの校則とかを見てたら、結構緩いと思うんですよね、私たちの時代に比べたら、正直なところ。私、太宰府中学校ですけど坊主でしたからね。今、坊主にしてる子は部活生の生徒とかぐらいしかいないんですけども、今そういった校則はもう全部撤廃されて、例えば靴の色も少し、ワンポイントだったらオーケーとか、靴下の色も変わってきましたし。髪の毛の長さとかも、ちょっと全然、私たちの当時と比べると全く違うなというふうに。それでもやはりまだこのルール、理解できない児童生徒がいるということで、なかなか不登校児童生徒が減少傾向というか、ほぼほぼゼロに近くなるようなのは難しいのかなというふうに思ってるんですけど。

やはりそこで、国、県、市が、やっぱり連携しながら、地域もですけど、何かしら策を立てていかなければいけないなということで、ちょっと他市の事例を紹介させていただきたいんですけども、広がる設置、公立小・中の46%ということで、福津市の小学校なんですけどね。1月からPTA用の和室の不登校児童の居場所として利用しているとか、教員に余裕がないため保護者と、ここは何か地域住民が協力して運営をしているそうなんです。そしたら効果がすぐに出たということで、ある児童は1年ぶりに登校し、明日はないのというほど気に入っているということで。その学校に足を向けさせるための、こういった場所の設置ですね。

それとあと中学校なんですけど、これは自分で決める多様な学びということで、福岡市なんですけども、今日はちょっともう体がきついなと思ったらもう休んでいいとか、制服や校則はない。1人学習がオーケーで、定期テストを受けるかは自由ということで、学習の遅れ等々はあるかもしれませんが、まずやはり学校に足を運んでもらいたいというところで、このような学校も新しく開校したということで、紹介させていただきますが。

ではちょっと入りますね、質問のほうに。

不登校未然防止ということで、これには、まず1つ目に学校全体での取組ですね。2つ目に、個別の状況に応じた対応。3つ目に、家庭や地域との連携が重要だと考えるというふうにあります。

ここで、具体的な取組についてお伺いしたいんですけども、まず、安心できる居場所づくり、人間関係の構築ということで、本市はどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） チェックシートの分析結果を基に児童生徒が不登校兆候を示す前に、校内の教職員チームが、チームとして組織的に支援を行っている結果、学校が安心できる場所になっているとも考えております。

また、人間関係においても、同級生との関係の強化とかもありますが、教職員の声かけによ

り、子どもの自信につながっていると考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、今は結構学校に、例えば欠席しますというときにメールで送ったり、そういう連絡がない場合は必ず朝学校から電話かかってくるんですね。今日はどうされますかみたいな電話ですね。あと、休むときもやっぱり夕方から夜にかけて、学校の先生から連絡があるということでございます。その何か配慮は素晴らしいんですけど、ちょっと言い方はおかしいけど、うちの家庭だけそんなにさせていただいていいのかなというのちょっとあるんですね、正直なところ。

すいません、ちょっと1つ聞き漏らしてました。現在は、30日の欠席があつて、そこから不登校という基準になっておりますが、不登校にみなされるということで、平日の30日だったら、約1か月半ぐらいあるんですね、日数30日と数えていった場合。この日数を、もうちょっと早めて、基準を30日で、これは全国的に決まってるのかもしれませんが、この基準をもうちょっと早めて、速やかな対応ができるようにしてはいかがかなと感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 確かに文部科学省の不登校の捉え方は、欠席30日以上となっておりますが、本市では、欠席が続く児童生徒には、もう早めに学級担任やサポートティーチャーが連絡するようにしております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

そうですね、先ほど言いましたように速やかな対応は、実際あると思います。もうちょっと何か過去、数年前を見ると今はやはりかなり手厚くなっているというか、そのようになっています。あと大体、申し訳ないですけど経験者の保護者なんで、あえてここで話させていただきませんが、週に1回は必ず担任の先生がうちにうかがってくれます。そのような状況が、やはり以前よりもかなり改善されたと思いますね。

では、すいません、具体的な取組について、2点目いきます。

やはり理事が先ほどから申されてますように、早期の不登校児童生徒に陥る兆候の、その発見は、恐らくチェックシートでされてあるんでしょうけど、学校の担任の先生と保護者と、やはり密にその兆候が出た場合、連絡の取り合いが必要だと思うんですけど、この早期の兆候発見について、今変わった点とか、今行っている取組があれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 繰り返しにはなりますけれども、チェックシートの分析結果、これで見える化して、不登校及び不登校兆候ではない児童生徒の状態を早期に把握し、潜在している様々な課題を発見することで児童生徒が不登校兆候を示す前に、校内の教職員がチームとして組織的に支援を行っているところです。

実践した、このチェックリスト、チェックシートですね、実践した学校において、ある学年では、年度末にかけて不登校の対応がなくなったとの報告も受けております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） それはすばらしいことですね。実績として、そのクラスじゃなく、それがね、その学年に広がり、その学校に広がり、本市の小・中学校に広がるといいですね。期待しています。

では、3つ目の具体的な取組についてお伺いいたしますけども、やはり不登校児童生徒、不登校に陥ると、学習の面で後れをやはり取るんですね。それで、やはり教育の機会を確保しなければいけないということで、個別の学習支援等が必要になってくると思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 不登校の未然防止として、校内の教職員がチームとして組織的に支援を、組織的に行うというところがとても重要だと思います。児童生徒の頑張りを多くの大人が認めること、声かけすることで学級での学習が安全にできていると考えております。

また、児童生徒が安心して学校に来られるよう、学級活動で、グループ活動や学校行事を通して生徒同士のつながりをつくる取組を進めて、学校の居場所づくりを行っているところです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、学校内でチーム、やはり組織をつくって、何ていうのかな、不登校児童生徒たちを見守り、できたら学校に来るように促す。今まではチームとか組織という言葉が聞かれなかったから、非常にすばらしい取組だと思いますので、これからも先生たちの負担にはなるとは思うんですが、ぜひとも誰も、何ていうのかな、もう抜け出せないような不登校児童生徒になるのではなくて、もう学校に行ったら楽しいよとか、例えば勉強嫌な子もいます。集団行事が嫌な子もいます。ですから、それでも頑張っただけのような、何ていうのかな、学校環境の整備ですか、そのようにお願いしたいと思います。

それで、やはり不登校児童生徒になって、学校に行こうと思うには、やっぱりサポートティーチャーと何か話ができるとか、そのようなことを聞いたこともあります。だから今日は、あの先生とこの話をしに行くために学校に行くとかですね。ですから非常にサポートティーチャーの、何ていうんですか、趣味とか、そういうのがばっちり合えば、不登校から絶対脱却できると思いますので、今後とも、なかなかそのサポートティーチャーの確保も難しいし、大変だと思いますけども、積極的に確保していただきたいと思います。

それでは、この項目については終わります。

コミュニティ・スクールのほうに入りますね。

コミュニティ・スクールは、壇上でも申しましたとおり、やはり学校からの押しつけ的なものがあるというふうに感じてるんですね。その押しつけというのがどういう意味なのかと言われると、学校の、要するにもうこの日のこの時間に決まったから、これをやってくれとい

うふうな感じで、事前の打合せも何もないわけですよ。いきなり連絡があると。ということで、地域の役員さんたちも、まず準備ができない、この日はもうちょっと無理よという人も多くてですね。ちょっと話の中であったんですけど、特に中学校におけるんですけど、校長先生や教頭先生の顔も見たことがないとか、地域の役員をしながら。それはもちろん自治会長さんあたりは、卒業式、入学式、あと体育祭ですね、そういったのに顔を出してるから何となく分かるんですけども、ほかの役員さんたちは、見たこともない、会ったこともない、もちろん話したこともないということで、あの人は誰と言ったので、全然、私に言わせば、本当にこれはコミュニティ・スクールなのかなど。本当、不思議でならないんですね。

もちろん理事がおっしゃったように、児童生徒が、特に生徒ですね、中学生の生徒が、夏祭りやる。そういったところに出てきて手伝ってはくれています。しかしながら、その生徒だけは来るんですよ。紙を持ってきます。手伝ってくれたら、そこに自治会長の名前を書いて、印鑑を押して、はいと。それだけなんですよ。だからそこが、生徒と地域の連携であって、学校ではないんですよ。だからちょっと、それがコミュニティ・スクールなのかどうか、ちょっと私の中では全然腑に落ちないところがあるんですけどね。できたら、昔あったようなこういう行事を一緒にやるとか、小学校、中学校も考えていかないといけないと思うんですね。もちろんそれには打合せ等々が必要になるので、もちろん学校の先生も忙しいんで、そんな時間はないと言われたらそれまでなんでしょうけど。でも実際、本当にコミュニティ・スクールの確立のために、私は非常に重要なことだと思います。教育部理事からご回答があったように、本当に生徒は一生懸命手伝ってくれます、やってくれます。そこに学校の学校長や教頭、教職員の顔が見えないというのは、私の中でコミュニティ・スクールじゃないと思ってますので、今後とも、やはりそこら辺を本当にコミュニティ・スクールにしたいのであれば、もっとやっぱり密な関係性を築くのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

コミュニティ・スクールに関しましては愚痴しか出ないので、ここで終わります。

3件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

一般的に民泊とは、法令上の明確な定義はありませんが、住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することなどを指しております。急速に増加する、いわゆる民泊につきましては、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的として、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されております。

議員ご指摘の民泊につきましては、従来の旅館業法の許認可を必要とせず、年間の宿泊日数上限を180日とする住宅宿泊事業についてのご質問と推察いたしますが、この事業を営むに当たっては、関係法令等を遵守し、都道府県知事等、本市におきましては、福岡県生活衛生課への届出によって事業開始が可能となります。

本市では、開業前に窓口や電話等で民泊の営業が可能かどうかといった問合せを受けること

があります。その際は、市から建築基準法における用途地域等に基づいた回答を行うとともに、法的義務、権限はないものの、開業予定地の近隣住戸や自治会等に対して事前に丁寧な説明を行い、意見や要望等を確認していただくよう依頼をしており、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めているところであります。

また、事業開始のための届出及び開業後の対応等は、基本的に都道府県の権限事項となっておりますが、本市から福岡県に対して、事業者へ周辺住民に対する事前説明の実施を徹底していただくよう要望もいたしているところであります。

いわゆる民泊の営業件数は増加傾向でありますので、今後も周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努め、苦情やトラブルが発生した際には、迅速な対応等ができるよう福岡県とのさらなる連携体制の強化、構築を引き続き検討し、あわせて県の条例制定の可能性や市独自の対応についても調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。市のほうには権限がないので、一応、県のほうということで、今ご答弁をいただいたんですけど、私が言いたかったこと全て言っていたいてありがとうございます。やはり入念に、県のほうと協議を行っていただいて、やはり市としてもある一定の基準的なものを持ってないとなんか厳しいかなと思うんですよね。やはり条件を基に認可するような、認可するような基準やガイドライン等も作成が必要だと思うんです。これは馬場議員が6月議会でおっしゃったこととほとんど一緒になるんですけど。

ただ、やはり民泊に関しては、このような課題が、同じような課題ばかりなんですよね。全然地域住民は知らされてなくて、いきなり何か大きい荷物を持った人たちがうろうろしているとか、そういった話を聞くんですよ。あの家は空き家やったかな、どうかなというところに入っていくるとか、そういったことがあります。

それとか近所に空き家が出たときに、売主のほうから、ひょっとしたら民泊になる、民泊業者が買うかもしれないとなると、やはりテレビ等で言われているトラブルですね。このトラブルが引き金になって、いろんな様々なことがある。まず、やはりごみ出しの問題、それとか騒音ですね。注意したって言葉が通じないから、こういうことは起こってないと思うんですけど、最終的には何かもう言葉が通じなければ何になるかというところ、下手すると、例えば暴力沙汰とかになっても、相手も旅行に来て楽しいのに、こっちも閑静な住宅街に住んで、いつも静かなのに観光客のおかげでこんなうるさくなったとなると、やっぱりお互いいい気持ちにならないので、これは非常に重要だと思うんですね。

現在、本市に何件ぐらいの民泊施設があるか把握されてますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 福岡県に届出されております市内の住宅宿泊事業の件数でございますが、10月末時点で35件でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。やはりこれ、すいません、増加傾向にあると思っと思ってよろしいですかね。

近隣市は、これもニュースでちょっと見たんですけども、外国人が8割居住するであろうマンション建設計画に、建設反対のデモが起きまして、建設を断念したと、そういった話もあります。

先ほど申しましたけども、民泊施設の宿泊客、それと周辺住民とのトラブルは、過去に起こったことがありますか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今年度につきまして、民泊に伴うといいますか民泊に関連するご相談、苦情につきましては、騒音やごみ等のほか、民泊施設と一般住宅を間違えたりとかってする方もいらっしゃるらしくて、そういったお問合せといいますか、苦情は、3件といいますか3施設分いただいております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

質問は以上になるんですけども、やはり今後も外国人観光客が、ちょっと今中国とのいろいろ問題で、渡航はするなとかいう話にもなってるんですけど、もしそれが明けてしまえばやはり、また来年度から増える可能性もありますので、十分運営会社には、市のほうからも注意喚起を行っていただいて、やはり地域住民の納得を得られないとなかなか厳しいと思うんですね。ですので、そこは重々お願いしたいと思います。

今期、私も一般質問は最後になりますので、またご縁があればよろしくお願ひします。

楠田市長におかれましては、最後に何か一言お話しすることはありますでしょうか、なければ、もうそのまま大丈夫です。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 話していいですか、ありがとうございます。

すいません、長谷川議員とも、かれこれ20年ほどのお付き合いで、市議になられる前からお世話になってまいりましたし、就任当初、懐かしく思いますのが、最初の質問で、いつまで市長を続けるんだということを聞いていただいて、結果として8年何とか続けられたということは、もう皆さんのおかげであります。本当にありがとうございます。今後とも、いずれにしましても、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで、14時25分まで休憩します。

休憩 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、4件について質問します。

議員になって16年、4期目、最後の一般質問でございます。

1件目は西鉄路線バス星ヶ丘線の乗合ジャンボタクシー運行について伺います。

今年の3月定例会において、西鉄路線バス星ヶ丘線の運行維持補助金を含む令和7年度当初予算が、一部反対もありましたが、賛成多数で可決されました。市執行部のご尽力のおかげで、当初予算令和7年3月31日をもって路線廃止の申出があっていた星ヶ丘線ですが、期限が延長され、現在も運行が継続されています。

私が初当選した時期である平成21年4月、高雄地区にまほろば号が開通しました。そのことによって星ヶ丘地区にも運行されていた当時の老人福祉センターバスが廃止されました。私はまず、星ヶ丘、梅香苑、東ヶ丘、五条など高台にある地域で老人福祉センターバスを利用されていた方に対しては、その代わりになるものを準備すべきだとして、まほろば号の運行や高雄回り線を星ヶ丘や東ヶ丘も通るルートに変更するように幾度となく要望しました。また、まほろば号の運行ができない場合は、路線バスの運賃をまほろば号同様に100円にできないかと提言してまいりましたが、力及ばず、今に至っております。

今年6月の定例会では、慢性的な運転士不足などの理由により、10月1日から減便されている星ヶ丘線の代替交通運行に係る補正予算が可決されました。現在、星ヶ丘線では、西鉄の路線バスが運行しない昼間の時間帯で、乗客定員8名の乗合ジャンボタクシーが運行されています。

そこで、3点伺います。

1項目めは、10月1日から1カ月間の乗車人数について。

2項目めは、運賃については交通系ICカードが使えないため、現金での支払いとなっております。このことについて、利用者からはどのような声が寄せられているか、また、障害者手帳を持つ方の運賃割引について、お聞かせください。

3項目め、この乗合ジャンボタクシーの定員は8名であるため、満員で乗車できない場合があったと聞いております。今後、このような事態にならないように対策を考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

2件目は、災害時の障がい児の居場所について伺います。

災害時に障がいのある子どもとその家族が避難できる、福祉子ども避難所が必要と考えます。また、一般の避難所での生活は難しい事情を考慮すると、普段通う特別支援学校を指定することが理想的であると考えます。

現在、本市では福祉避難所として6か所が指定されています。その中には福岡県立太宰府特別支援学校があり、受入れ対象は、身体障がい児者、知的障がい児者とされています。

市ホームページには、要配慮者とその家族以外は避難できませんと記載されています。指定緊急避難場所において避難者があふれた場合、障がいのある子どもは避難生活で様々な困難を抱えやすく、その家族は自宅にとどまり、車中泊を選んだりすることが予想されます。障がい者と家族は一緒に避難するべきと考えます。

福岡市は、2018年に市立の特別支援学校を障がい児とその家族のこども福祉避難所に指定しており、鹿児島市も2024年6月に国立、県立の特別支援学校7校と協定を結んだと聞いております。

本市でも、子ども福祉避難所を行政、学校、地域で議論し、災害時を想定した協定を結ぶべきと考えます。市の考えを伺います。

3件目めは、水質調査について伺います。

私たちの生活に欠かせない水は、安心・安全のために検査が行われています。令和6年度の決算審査において、水質調査を実施されたとありました。

そこで、2点伺います。

1項目めは、井戸水、水道水も含め、定期的に水質調査を実施されている場所があるか、また、それは年に何回実施されているのでしょうか。

2項目め、一般家庭において、水の異臭がしたり、さびのような水が出た場合、市に水質調査をお願いすることはできるのでしょうか。

4件目、遺族年金制度について伺います。

遺族年金は、亡くなった被保険者の遺族に支給される年金です。

また、遺族年金は、国民年金や厚生年金に加入している、または加入していた人が亡くなった場合は、その方の収入によって生計を維持されていた配偶者や子どもの遺族に対して支給される年金です。国民年金の遺族年金は、遺族基礎年金、厚生年金の遺族年金は、遺族厚生年金と呼ばれています。厚生年金加入者が亡くなった場合は、遺族年金が年齢によっては男性の配偶者には支給されない仕組みになっております。これは、男女平等の観点から、問題があると考えます。

そこで、2点伺います。

1項目め、配偶者とは誰を指すのか。

2項目め、生計を維持している妻が亡くなった際、夫の年齢によっては支給されない仕組みについて、市の見解を伺います。

以上、4件についてご答弁をよろしく申し上げます。再質問は発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、これまでの定例会や議会連絡会等でご説明してまいりましたが、西鉄から廃止申出がなされている路線バス星ヶ丘線につきましては、地域の実情や分析、沿線地域のお声やバス利用者のご要望などを基に様々なレベルで粘り強く協議を重ね、廃止期限を令和8年3月末まで延長する方向で協議が調い、現在も運行が継続されているところであります。

しかしながら、本年10月1日以降につきましては、慢性的な運転士不足等の理由により、1台のバスを2人の運転士で運行していたところ、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行することとなり、一部の時間帯で減便がなされているところであります。この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、ご利用される方々が一定数おられますこと、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことなどから、本年第2回定例会におきまして代替交通に関する補正予算を議決いただき、まずは本年度中、激変緩和のための緊急的な代替交通として、乗合ジャンボタクシーの運行を行っているところであります。

運行開始の10月1日から1か月間の乗車人数につきましては817人であり、平日と土曜日のみの運行としておりますので、運行日数としましては26日間、1日の平均乗車人数は約32人、1便当たりの平均乗車人数は約4人となっております。

次に、2項目めについてですが、利用者の声といたしましては、現金のみの支払いのため、ニモカ等の交通系ICカードが使えず不便であるというお声もいただいておりますが、緊急的な代替交通として、運行事業者である福岡西鉄タクシーが所有する車両を利用していることもあり、車載器等を設置するなどの対応が難しいところでありました。

一方で、4時間にも及ぶ連続した空白時間帯において、この代替交通という移動手段を準備できたことに対しまして、身に余る言葉もいただいているところであります。

割引制度につきましては、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者を対象としており、運賃額につきましては、路線バス星ヶ丘線と同様に大人110円、小児60円となっております。車内の料金表でもご確認できます。

次に、3項目めについてですが、現在、緊急的な代替交通として乗合ジャンボタクシーを運行しておりますが、先ほどご説明しましたが、現金のみの利用であることや、乗客定員に達して乗車できないときがあることの利用者の声は認識をしているところであります。乗車できない場合の対応としまして、運行事業者によるタクシー配車の支援や、五条駅ロータリーに待機中の個人タクシー等への輸送依頼など、可能な限りの対応をいたしつつも、ご不便をおかけしているところであります。

現在、新しい公共交通といたしまして、AIオンデマンド交通（予約型乗合交通）について、沿線周辺の各自治会での座談会等も実施しながら地域にお住まいの皆様のご理解をいただきつつ、準備を進めているところでありますので、1月下旬の実証運行開始に向け、鋭意取組を進

めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

西鉄路線バス星ヶ丘線での乗合ジャンボタクシー運行の概要を議会に説明された折、もしも8名乗り乗合バス、8名乗りとなってますけれども、私のほうに、自分が9名だったと、私は乗れなかったと、そういった声を私、直接聞きまして、その1名に対してどういうふうな説明をして、今日、今答弁でありましたように、待機中のタクシー等に可能な限り対応していきたいと、そういうようなことを話されとったら、私のほうも、そういうふうに来たときには、そういうふうなこともおしゃべりができるんです。そして、市の広報紙にも、そういうふうにして8人しか乗れないので、1人もしも増えた場合にはこのような手段ができますというようなことも、市民の方々へ乗合バスが運行するところにおいては、お知らせする箇条書が少し足らなかったんじゃないかなと思っております。もう本当に無理して運行していただいたことに対して、それ以上のことは質問じゃないんですけれども、ありがたいと思ってあると思います。特にそういうふうな8名乗りですので、ちょっといいです。すいません。

その10月1日から1か月間利用者人数については今おっしゃったんですけれども、1日平均32名、1便が、乗車人数が4人ということで説明がありました。思ったよりの半分ですよ。32名ということは、私が考えとったの64名ぐらい、1か月間丸々4回動いて、8回ですね、1日行きと帰りで8便ですので、それを六、六、三十六で計算すると、四、六、二十四か、ごめんなさい。1日平均64名ぐらいだろうと思ってたんですけど半分しか乗車がないということは、せっかく市のほうがこういうふうな乗合タクシーをしてくれたのに半分しか利用がなかったと、1か月間でですよ。乗合バスの運行が今度どうなるかなと思ってます。皆さんが、星ヶ丘の方、東ヶ丘の方が言われるように、何か乗車されてなかった、半分しか乗車されてなかったことについては、いろいろ言われてましたけれども、利用者が少ないということは、ちょっと残念な気がします。今後どういうふうになっていくかは分かりませんが、このバスも代替交通ですので、いつなくなるかどうかは分かりません。今、この乗合タクシーが運行しているので、皆様にもご利用していただくように、この場を通じて説明したいと思って、今回このような質問をさせていただきました。

それと、障害者手帳を持つ方の値段が、この広報紙を通じても書いてなかったのも、今回そのこともお聞きしたところです。

今後の運営につきましては、またどうなるか分かりませんが、私も初めに登壇して言いましたように、初めから老人福祉センターバスがなくなったときからの、高台にある星ヶ丘、東ヶ丘は、本当に格差地域であると。路線バスに、バスに対しては、そこだけまほろばも通ってない、路線バスは通りましたけれども、今このような乗合タクシーに変更になった。そしたら、その高台の私たちの地区のほうはどういうふうにして買物に行かなければいけないのか。年取って、病院に行かなければいけないのか。バスも、自分で自家用車も運転できない高齢者

の方に対してどのように説明していったらいいのかな。本当にそういうふうなバスがなくなる、8人乗りのバスさえなくなるということは、本当にもう残念なことで、今、高雄、もう一度言いますけれども、高雄に西回り東回りがあってると思いますけれども、それをバイパスを通らずに、もう一度、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑でもいいです。梅香苑、東ヶ丘、星ヶ丘、そして五条に下りてくるようなルートを、もう一度、私のほうからお願いしたいところがございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 令和8年4月以降の路線バス星ヶ丘線につきましては、西鉄に対し、その利用状況や地域の実情などを伝え、今後の交通手段の検討、それらの施行や運用を行うまでは廃止期限のさらなる延長や、朝の多客時間帯の運行継続など、ご配慮いただくことを基本として協議を重ねております。

そういった中、コミュニティバスやA I デマンド交通など、新たな地域公共交通システムで、その補完ができないかということにつきましても、あわせて現在検討を進めておりますところです。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今後とも地域格差になっているような東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、路線バスにつきましても、今後ともよろしく願いしまして、1件目を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

本市では、指定避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる避難施設として、とびうめアリーナの軽運動トレーニング室等を指定福祉避難エリアとして位置づけており、太宰府市総合福祉センター、福岡県立太宰府特別支援学校、特別養護老人ホーム同朋園、特別養護老人ホームサンケア太宰府、障害者支援施設幸府園、児童発達支援センターすみれ園の計6か所を協定福祉避難所として位置づけているところであります。

県立太宰府特別支援学校は平成25年6月に、障害者支援施設幸府園は令和3年9月に協定を締結しており、身体障がい児と身体障がい者、知的障がい児と知的障がい者、そして介護などに当たるご家族を受け入れることを想定しております。

議員ご指摘の障がい児とご家族に限定した、子どものための福祉避難所の協定につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、今後、新たな施設との福祉避難所の協定締結に努めるとともに、障がい児及びそのご家族のみを対象とした子どものための福祉避難所の必要性について、他自治体の事例を参考に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

太宰府市のハザードマップの中に、今おっしゃった福祉避難所6か所については、きちんと掲載されております。一般の避難生活が困難な要配慮者、高齢者と障がいのある人などを受け入れるための施設と書いてあります。この要配慮者とその家族というのが、もしも災害規模が大きくて、避難する要配慮者が多数に上がった場合には、子どものための福祉避難所は運営ができるかなと思っておりますけど、それに対してどう思われますか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1 答目の繰り返しにもなりますけれども、障がい児とそのご家族に限定しました、子どものための福祉避難所の協定につきましては、現在のところ具体的な予定はございませんが、今後、新たな施設等の福祉避難所との協定締結に努めるとともに、障がい児及びそのご家族のみを対象とした子どものための福祉避難所の必要性について、他自治体の事例を参考に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私、初めに特別支援学校、太宰府特別支援学校のことを言いましたけど、受入れ対象者が、身体障がい者と知的障がい者って書いてあるだけで、発達障がい、または障がい者とは書いてなかったのも、やはり障がい者も身体障がい者と知的障がい者だけがここに入れるというような形に、このハザードマップでは考えられますので、そのところをきちんと防災拠点として、きめ細かい配慮を届けられるということも含めて、今回、太宰府特別支援学校が、この2つの障がい児の方だけではなくて、子どものための福祉避難所も使えるんだよというような形で持っていてもらいたいと思います。先ほどの部長がおっしゃいましたように、また改めて施設の開設、避難所の、福祉避難場所を協定するというのを言われましたけれども、改めて新しいというのはどこを指してるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 今現在、皆様お困りのところというのは多々あるかもしれませんので、そこら辺のニーズというのを考えながら、また、それぞれの施設においても受入れ可能な状態というのがあるかと思っておりますので、そういった施設のほうとお話しさせていただきながら協議をして、協定のほうが締結できそうな場所がございましたら、協定締結に向けて、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この災害対策は、教育担当と一緒に、異なるところがあると思います。ですので、防災安全課が中心にとかいうことではなくて、教育もこういうふうに避難場所をするときには、教育も入っていかなくちゃいけないと思いますので、皆さん連携をしていただいて、大きな地震がないことを望みますけれども、いつ、どういうふうに太宰府市にも

大きな地震が来て、避難所を運営するかということで、警固断層も太宰府西中学校のグラウンドを通っているところでございますので、中学校の生徒さん、あそこの、言えば地域、西校区の地域の方は、特に大きな地震が来た場合には危ないと思いますので、それも含めて、学校の教育現場もよく考えていただいて、警固断層がもしも動いた場合には、そういうふうにして西のほうは危ない。また宇美断層も、天満宮から上、北谷のほうにも宇美断層が通っておるといふことで言われておりますので、太宰府小校区のほうも危ない断層が先に動きますので、しっかりと連携つけていただきまして、頑張ってもらいたいと思います。

市長にこの件で、災害についてお聞きしたいんですけども七、八年、まだ市長になられる前に、いろいろなところで私とボランティアでいろいろさせていただきました。私も市長、本当にいろいろなところでお会いしたときに、現場をよく知ってあると思います。今回、来月で辞められるということですけど、本当はこういうふうな災害を、ボランティアをしてきた人というのは、やっぱり地震があったとき、あのときは大雨でしたけど、そういうふうな災害場所を、現場を結果を見ておられるので、本当はまだまだ長くおってほしかったんですけども、もうこれは仕方ないこととございまして、そのことを含めて、この災害については申し送りをきちんとしていただきたいと。災害、何かがありましたときには、そのときに豪雨があったときに、三条台の1軒が全壊したということで、最終的には私、全壊、家屋がもう全壊ということで、全壊ということで補助金も10分の10頂いて、本当に中がずさんで、土砂撤去をした状態とございました。そして、そういうふうな、本当は社会福祉協議会が中心になってしていかなくちゃいけないんですけども、こればかりは、まだ、太宰府市には大きな災害がないので動き方がちょっと分からないということとありますけれども、市長が経験した結果を踏まえて、本当に申し送りをしていただきたいということを約束して、この2件目は終わりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。朝倉の水害の後、いろいろな場所で、これまた市長になる前から大変ご指導いただきました。

私の原点は、やはり東日本大震災のとき、今の防衛政務官を退任した直後でしたけども、比較的早い段階で小郡から赴いていた自衛隊の人たちに案内をいただきながら現場を見させていただいて、その後、仲間と一緒にボランティアにも入りまして、そうした中で本当に弱者の方こそ、本当に災害の中で厳しい状況、寒い中、また暑い中、そうした中で厳しいことになる。そして、朝倉のときは、本当にボランティアのさばきが、社協を中心といたしながらもなかなかうまく回っていなかった当時の問題意識などもありました。ですので、太宰府市においても申し送りももちろんですけども、私も退任後も基本的には地元に残りますので、一ボランティアとして何かお役に立てないかもしれませんが、駆けつけることもあるかもしれませんが、求められれば何かサポート、アドバイスさせていただければとも思っておりますので、どうぞ引き続き、今後ともお互いに切磋琢磨できればと思います。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

では、3件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

まず、1項目めの水道水についてですが、水道水の水質検査につきましては、水道法及び関係法令で定められており、本市におきましては、法令に基づき定期的を実施しております。

検査の場所は、市内の公園等の給水栓（蛇口）で採水しており、回数は検査項目によって異なりますが、毎日行っている検査、毎月または3か月に1回行っている検査がございます。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、飲用井戸の水質検査についてご回答いたします。

個人宅の飲用井戸の衛生管理につきましては、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に定められており、設置者が自らの責任において適正な管理等に当たるものとされております。

このことから、市及び筑紫保健福祉環境事務所では個人宅の井戸水の検査を行っておりません。そのため、井戸水の検査に関する相談に対しましては、民間の検査機関をご案内するとともに、市のホームページ上にも飲用井戸の水質管理に関する情報を掲載して、市民へ周知を図っております。今後につきましても福岡県保健福祉環境事務所とも連携しながら、引き続き飲用井戸の衛生確保に関する正しい知識の普及、啓発に努めてまいります。

なお、議員ご指摘の公害対策費にある水質調査につきましては、水質汚濁防止法に基づいて、市内を流れる河川2か所の水質調査を行っております。

検査地点は、御笠川の都府楼橋付近と鷺田川の田中橋付近の2か所で年4回測定しており、検査項目は水素イオン濃度のほかBOD、CODなど全部で17項目について測定を行っております。今後も引き続き河川の水質調査を継続してまいります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、水道水からの異臭、さびのような水が出た等の異常について連絡があった場合は、まずは現場に赴き、状況を確認させていただいております。その結果、異常の原因が個人の給水施設等によるものと思われる場合は、個人で対応していただくようご説明しております。

逆に、周辺でも異常が見られる等、市の浄水や配水上での問題が考えられる場合は、市が臨時検査等の対応を行っております。

水道水につきましては、今後も関係法令等に基づき検査を行い、安心・安全な供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

令和6年度の歳出決算書を見ましたら、公害調査事務委託料として171万4,900円という決算書でございました。その中には水質調査ということで、先ほど答弁であった御笠川のほか4回の測定をされているということで間違いはないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私が聞いているのは河川の水質調査ではなくて、今回、先ほど私質問しましたように、井戸水、水道水を質問したかったんです。回答は、されました。年に、いや要望があった場合、臨時に検査を行っていくということでしたけれども。その水の定期検査を実施しなきゃいけない場合というのはどういうふうな場合ですかね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 水道水の場合で言いますと、まずは、先ほど申し上げましたように、例えば異臭がするとか、さびのような水が出た等の異常について連絡があった場合、現場に赴き、状況を確認させていただきますが、その結果、異常の原因が個人ではなくて周辺でも異常が見られる等、市の浄水や配水場での問題が考えられる場合は、市が臨時検査等の対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） あと2点をお伺いします。

貯水槽の水質検査というのは、したことはありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 貯水槽、例えば東ヶ丘配水池等につきましては、毎年度、配水池内の調査と5年に1回の清掃を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もしもですよ、私の家の水道水の水が臭いと言ったら、すぐに市のほうから飛んできてくれるんですか、先ほど市のほうから出向きますということをおっしゃったけれども、対応していくということでしたけども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 報告いただいたときは、可能な限り現場のほうに赴かせていただきます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 費用については、後で請求ということになるんですか。自分、個人負担でございますか、その水質調査をするための費用についてお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申しましたように、市の浄水や配水場での問題が考えられる場合、こちらの臨時的な検査につきましては、当然市のほうで対応いたしますが、個人に、何ていいますかね、原因がその個人の給水施設等によるものと思われる場合は、個人様での負担ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今おっしゃったように井戸水は個人でしてるとは思いますけど、個人の井戸水についても一緒ですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 井戸水の検査費用でございますが、料金につきましては自己負担ということになります。依頼される検査内容によって違ってきますので、その際は、事前に業者等に問い合わせいただくように今お願いをしている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 個人である場合には、業者のことは市のほうで分かるということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） お見込みのとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 水は、初めから言ったように、災害でも水は大事なものでございます。水を大切に使うようにしていきたいんですけど、やっぱり体に影響のある水ですので、水質調査をお願いされたときには、初めから負担してくださいとか業者を教えますとか、水質調査の番号とかを教えていただければ、市民が安心して、安全に使えるような水になると思います。

今日じゃなくても、北九州の芦屋町のほうから発がん性の指摘される化学物質P、F、O、Sという、PFOSという検査で問題が発生したということですので、太宰府もどこでそういうふうな、がんの、発がん性のある指摘した化学物質が出てくるかもしれませんので、水にはそういうふうな水質検査をお願いしたいといったときには、気持ちよくしていただきたい。個人負担は分かりましたので、個人負担でするようにしてもらえばいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次、4件目。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 4件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、国民年金に係る事務につきましては国の法定受託事務として、市町村は国の年金制度における一部の事務を受託して実施しております。

年金制度における配偶者とは、主に国民年金における3号被保険者や加給年金、振替加算及び遺族年金の対象になる方を指し、被保険者が夫の場合は妻が、妻の場合は夫が配偶者に該当します。

遺族年金のうち、遺族基礎年金の受給要件に該当する配偶者は、国民年金法において被保険者または被保険者であった方が死亡されたときに生計を維持されていた、事実婚も含む子のいる配偶者とされており、遺族厚生年金の受給要件に該当する配偶者は、厚生年金保険法において被保険者または被保険者であった方が死亡されたときに生計を維持されていた事実婚も含む配偶者とされています。

次に、2項目めについてですが、遺族基礎年金、遺族厚生年金どちらも受給権者を、夫と妻のいずれかに限定した規定はありませんが、遺族厚生年金における給付の仕組みについて、被保険者である夫が死亡し、妻が遺族の場合は年齢に関係なく遺族厚生年金が支給されるのに対し、被保険者である妻が死亡し、夫が遺族の場合は、55歳未満の死別の場合には給付がされないなど、被保険者の死亡時年齢による違い等、一部に男女差があります。

国におきましてはこうした男女差の解消に向け、令和10年4月から段階的に遺族厚生年金に係る給付の仕組みについて男女とも同一の取扱いとする見直しが実施される予定となっております。

本市におきましては、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進に取り組んでおりますが、遺族年金制度につきましても、男女平等の観点から多様な生き方や家族構成が尊重され、遺族がより安心して暮らしていけるよう、時代に即した制度となっていくことが望ましいものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 年金って、本当に年金をもらう年になりましたら、年金のことを物すごく考えることがありまして、今おっしゃったように、今は夫が亡くなったら奥様に、妻のほうに年金がそれが頂けるようになってると思いますけれども、男性が、妻が亡くなった場合、所得が多くて妻が、今はもう女性も男性もなく働くようになりましたので、年金もついていると思います。女性が亡くなった場合には、男性には年金は行かないようになってると思いますけれども、それで私、今回一般質問をさせていただいたんです。

母子年金というのもありました。それは父子年金というのはありませんよね。それから、これはいいですね。そういうふうに男性がもらえない年金というのがいっぱいあると思うんですよ。私は女性ですけども、旦那から遺族年金とか頂くようになりましたけれども、これが逆の場合、今もう本当に、何回も言うようですけど、女性が所得が多くて男性が少ない場合は、やっぱり男性にも行くべきだと思うんですよ。それが私、今回、男女平等になってないんじゃないかなということで話をさせていただいたんですけども。原則、もしも先ほど言われたように、55歳未満の場合に給付がされていないということなんですけど、妻が死亡した場合、

夫が、遺族の場合は55歳未満の死別と言われましたけど、そこがもうちょっと分からないんですけど、もう一度教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 現行といいますか、法律がちょっと5月に施行されておりますので、それ以前という、現行ということでご説明申し上げますと、現在、厚生年金加入者の方、女性が、男性が亡くなった場合について、いわゆる配偶者である方、この方につきましては、年齢関係なく有期・無期ございますが、給付というのはございます。現在、議員ご指摘の男性のほうがもらえないというのは、現行でも55歳未満で配偶者、女性の方がお亡くなりになった場合については、これが給付がないと。現行制度でも55歳以上、男性の側が、もう夫が55歳以上、女性の方が亡くなった場合について、これは、60歳から遺族厚生年金というのが発生するというところでございます。

先ほど説明申し上げましたように、今年の5月の16日に社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する等の法律、これが提出を国会のほうにされまして、議員ご指摘の男女の平等、差があると、こういったものにつきまして、この法律6月13日に成立をしております、施行日は令和10年4月、ここからそういった男女の差をなくそうというところの法律が施行されるわけでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 部長、ありがとうございます。その話を聞いて、ちょっと安心したところでございます。

今、まだまだ男女共同参画とって、女性のほうがいろいろなところで特典があつてますけれども、男性のほうもよく考えていただいて、男性、女性関係なく、男性らしく女性らしく、今後とも、この年金についても、また、なった場合には、この施行10年の4月になるということです、またそういうようなときには、幅広い形で広報をしていただきたいと思います。

以上で4件目、全部終わりましたので、これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで、15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま、議長より質問の許可をいただきましたので、通告書記載の

2件について質問させていただきます。

1件目は、計画的なまちづくりの推進についての質問です。

先月上旬、栃木県宇都宮市で開催されました第87回全国都市問題会議の研究セミナーに議員4人で参加させていただきました。宇都宮市長をはじめ大学教授や民間企業の社長、また、有識者の方々の講演や意見を拝聴し、知識を深める機会をいただきました。

京都大学名誉教授の「人口減少社会に対応する都市の構造改革」や早稲田大学理工学術院教授の「次世代交通とコンパクトで持続可能なまちづくり」などの講演がありました。近年は、コンパクトシティやスマートシティの考え方が注目され、IT企業や環境団体との連携が増加しているとも言われています。

2日目のパネルディスカッションにおいて、印象的だったのは北海道室蘭市長の報告でした。総括の中の見解を一部抜粋しますと「人口減少が進み、全国の地方都市が将来的に直面する課題に先行する形で取り組んでいる室蘭市は、課題先進地から課題解決先進地となることで、全国の自治体の発展につながり、国民の幸せにつながるよう、これからも成長を続けたい。」と言う自信に満ちた報告でした。

一方、本市には、公共施設の統廃合や将来のまちづくりについて、どこを中心にどのようなまちづくりをしていくのか具体的なプランがありません。誠に残念であります。

福岡県保健環境研究所がいよいよ令和9年度中にみやま市に移転することが決定しておりますが、本市にとっては千載一遇のチャンスです。保健環境研究所の跡地を県から払い下げていただき、ここを拠点に、とびうめアリーナと連動した文化スポーツゾーンやおしゃれな商業ゾーン、そして若い世代を引きつける住宅地の開発など将来を見据えた、安全で暮らしやすい魅力ある太宰府の計画的なまちづくりの推進を心から念願しております。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1項目めは、福岡県保健環境研究所跡地の取得について伺います。

2項目めは、佐野東地区の区画整理について伺います。

3項目めは、(仮称)JR太宰府駅の設置について伺います。

次に、2件目は、NHKのど自慢の誘致についての質問です。

これまで何度か質問させていただきましたが、何ら経過報告もありません。市制施行45周年、あるいは50周年記念行事として誘致を積極的に進めていただきたいのですが、その後の進捗状況についてお伺いします。

再質問は、発言席にて行います。

○議長(門田直樹議員) 総務部長。

○総務部長(経営企画担当)(轟 貴之) 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、福岡県では、人の健康と環境の保全に関する調査・研究を担う保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所が相互に連携する、福岡県ワンヘルスセンターの整備を進めてあり、11月5日にみやま市にて起工式が執り行われた

ところであります。

跡地の利活用につきましては、まずは福岡県で跡地の利用について検討されるものと考えております。いずれにしましても状況を注視しながら、引き続き福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年のJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された、佐野東まちづくり懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査など、議会、地元関係者、さらには有識者も含め取り組んできたところであります。その後は、予期せぬ令和のご縁やコロナ禍への対応など、本市を取り巻く状況や社会情勢は大きく変化しており、そうした状況を踏まえつつ、佐野東地区のまちづくりにつきましては、これまでの議論のとおり、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等関係権利者の動向を見守り、対応していくこととしております。

また、人口減少や高齢化社会を迎えるにおいても、本市は自立持続可能性が極めて高いとの評価をいただいておりますが、さらに安心・安全で持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定に取り組み、本年10月1日に当該計画を公表したところであり、佐野東地区等の市街地発展の際に必要な応じて拠点の設定を見直す旨も記載しているところであります。

さらに、まちづくりの考え方と密接に関連する都市交通につきましても、移動需要の回復や交通輸送に関わる運転士の労働環境確保など、全国的な課題と同様に、深刻な運転士不足など厳しさを増す環境の変化に対応するため、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指し、全力で取り組んでいるところであります。

このような市全体を包括する計画や関連する施策を検討しつつ、佐野東地区を含めた都市の将来像や今後の在り方については、令和の都だざいふとしての誇り得る歴史や文化、自然、風情ある街なみなどを維持してきたこれまでの取組や客観的データを参考に、財政の健全化などの視点も踏まえながら、より自立持続可能性の高い、市民の方にとって住みやすいまちづくりを目指してまいります。

次に、3項目めについてですが、2項目めのご回答と重複いたしますが、佐野東地区のまちづくりにつきましては、昭和63年のJR九州との覚書締結以降、議会における特別委員会の設置や地元関係者で構成された、佐野東まちづくり懇話会における協議、佐野東地区まちづくり構想検討委員会による議論、平成28年度に実施した佐野東地区まちづくり調査など、議会、地元関係者、さらには有識者も含め取り組んできたところであります。

その中において、（仮称）JR太宰府駅につきましては、駅単体での整備ではなく、佐野東地区のまちづくりと一体的な検討が必要であるとの方針に至っておりますので、前述のとおり、これまでの議論を踏まえまして、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等

関係権利者の動向を見守り、対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

1項目めの福岡県保健環境研究所跡地の取得についてということでご回答いただきましたけれども、何ていいますかね、印象的には非常に消極的な回答だったかなというふうに思っております。

昨年の6月に、20年後を見据えた本市のまちづくりの構想について質問をさせていただきました。重複するところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと存じます。ただ今回は、楠田市長が退任されますので、ちょっと白熱したやり取りというのができないかも分かりません。部長の皆さんの回答に希望を託して、再質問させていただきます。

1点目ですけれども、保健環境研究所の取得については、先ほど申しましたようにとても消極的だなというふうな印象がしております。この地を取得することによって、まちづくりを進化させ、必ずや将来、太宰府が発展する可能性を秘めた価値ある場所だと私は考えております。そこで、再度伺います。

県から払い下げていただくという執行部の意思はございませんか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちら繰り返しになりますが、まずは福岡県にて跡地利用について検討されるものと考えております。いずれにしましても、状況を注視しながら、引き続き福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 令和9年度中にみやま市に移転するわけですが、移転後の保健環境研究所の跡地に対して、福岡県の具体的な計画をお聞きになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 跡地の利用につきましては、まずは福岡県による利用について検討されるものと伺っておりますが、具体的な計画等につきましては、まだ聞き及んでいない状況であります。今後も引き続き、福岡県と緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 分かりました。じゃ、まだまだ見込みはあるわけですね。

移転時期は令和9年度ということですが、スケジュール等は何か発表されておりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） みやま市で建設中の福岡県ワンヘルスセンターは、令和9年12月の完成を目指しており、その後、令和9年度中に供用開始予定となっております。

現在のところ、このスケジュールに基づき、福岡県保健環境研究所は、福岡県ワンヘルスセンターの中核施設として、令和9年度中に移転予定であると伺っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 具体的なスケジュール等は分かってないような感じですね。

福岡県保健環境研究所は、市民の健康と安全な生活を守るため、感染症や食中毒の検査や食品等の試験検査、また、大気汚染などや海、川の水、排水等の分析試験などが行われております。長い間の業務により、化学薬品などによる土壌汚染が心配されますが、前回の回答では、土壌調査は県が実施予定で、汚染状況も含め3年から5年を見込んでいるということでした。調査の実施や市民への情報提供については、県と連携を図ってまいりますとの回答をいただいております。

そこで、質問いたします。

前回の質問から1年4か月が経過いたしました。福岡県とは緊密に連携を図るとのことでしたが、その後、調査の時期や期間について、どうなったのか確認はされてるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、再度、福岡県のほうに確認を取っておりますが、福岡県は土壌調査を実施予定であるということは表明されているところですが、状況に応じて汚染除去の対応を行う必要があるということから、これらに要する期間として、やはり3年から5年を見込んでいるということで回答を得ておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 具体的な、何ていいますか、除染といえますかね、地質検査が分かりましたら、また詳細に教えていただければというふうに思います。

2項目めの佐野東地区の区画整理についてお尋ねいたします。

平成29年7月に第2次太宰府市都市計画マスタープランが策定されました。次の第3次太宰府市都市計画マスタープランの策定予定について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 平成29年7月に策定いたしました現行の第2次都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて、大きな道筋を明らかにするものであり、市全域を対象区域とし、計画目標年次は2036年度（令和18年度）、計画期間は20年間と長期にわたるため、10年目をめどに見直しを行う予定としております。現在は、策定から8年ほど経過したところでございますが、この間、未曾有の市政混乱期を経て、楠田市長への交代、元号令和発祥の地としての取組、さらに予期せぬコロナ禍への対応など、本市を取り巻く状況や社会情勢は、計画策定当時から大きく変わっております。今後は、これまでの経過やその後の社会情勢の変化を踏まえた上で、令和の都だざいふにふさわしい都市の将来像を描いてまいりたいと考えており、都市計画マスタープランにつきましては、計画の折り返し時期にとらわれず、公共施設の在り方などとの整合なども含め、適切に見

直し等、対応してまいりたいと考えております。

なお、第3次都市計画マスタープランにつきましては、本市の都市計画に関する基本的な方針をお示しするものでございますので、しかるべき時期に策定するものと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。20年間、2036年が予定だということでした。分かりました。

もう一方、今年の10月に私たち議員に配付されました太宰府市立地適正化計画についての計画書を頂きました。立地適正化計画のまちづくりの目標は、令和の都だざいふとして、歴史資源と豊かな自然に囲まれ、災害に強い適度なまとまりを持つまちの中で、暮らす、働く、過ごすことができ、住まう人も訪れる人も安心・安全に快適な移動ができるまちづくりとうたわれておりました。

ところで、太宰府市都市計画マスタープランには、市街地開発として、西鉄五条駅周辺地区、それから西鉄二日市駅周辺地区、佐野東地区が対象となっておりますが、立地適正化計画においては明確にされておらず、佐野東地区が少々軽んじられている印象を受けましたが、いかがなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まず、都市計画マスタープランでございますが、こちらは都市計画法に基づき、市自らが定める都市計画の方針として市域全体を対象区域とし、まちづくりの具体性ある将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるもので、まちづくりの理念や都市づくりの目標、全体構想、地域別構想などをお示しするものであります。

一方、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を計画区域とすることを基本とし、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画であり、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導する施設等をお示ししております。立地適正化計画では、佐野東地区などの市街化調整区域については、居住誘導区域、都市機能誘導区域に定めないものとされておりますが、本市の計画におきましては、目指すべき都市の骨格構造の拠点設定について、都市計画マスタープランにおける市街化調整区域のまちづくりの方針と拠点の設定として、佐野東地区に言及しており、本市における立地適正化計画のイメージでは、将来のまちづくりの可能性のある市街化調整区域も含めた選択肢の幅が広がる居住環境として、公共交通によって設定された拠点とつなぎ、将来にわたり生活利便性を維持していくものとお示ししているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 私がちょっと勘違いした部分があったかも分かりません。それはおわびいたします。捉え方がちょっと違うんだなということが分かりました。

それで、立地適正化計画と都市計画マスタープラン、この違いを今説明をしていただきましたけれども、都市計画マスタープランは、要するに基本的な方針で都市づくりの理念や都市像を示す総合的な計画なんだと。そして立地適正化計画は、将来都市像を実現するための、分かりやすく言うとアクションプラン、具体的な実施計画、実行計画をうたって計画したものだということで、これ、どっちが上というか、この辺は上位法、何ていいますかね、計画の上位、どっちが上になるんでしょう、これ、都市計画マスタープランと立地適正化計画とは。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 上とかという話でございますが、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と言われておりまして、都市計画マスタープランと調和を保ち、整合を図るべき計画になっておりますということで、今後も整合を保ちながら運用していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 今の質問は、都市計画法のほうが上にあるわけですね。その下に立地適正化計画があるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらが、都市計画マスタープランは都市計画法に基づくもの、立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づきということになっております。そちら、両者が整合を保つと、調和を図るといようなことで進めていくということになっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） どっちが上はないんですね。それでいいですよ。

冒頭申し上げましたように、とびうめアリーナと連動した文化スポーツゾーンやおしゃれな商業施設の設置、住宅建設による数多くの居住地の確保など、佐野東地区のまちづくりには非常に夢があります。大佐野地区や幸都地区が、若い世代の流入によって子どもたちが増えました。思い切った先行投資により、魅力的なまちづくりを推進していただくことによって、さらに若い世代が増え、課題であります人口、それから税収、こういったものも大幅に増えるという見込みが立つわけでございます。どうぞこの辺を勘案していただきまして、しっかりと議論していただければなと思っております。

佐野東地区の区画整理については、市長がやるとおっしゃれば、当然動きが変わるんでしょうけれども、市長が退任されますので、ちょっとお答えは厳しいかなと思っております。であるならば、残られる執行部の皆さん、ぜひテーブルに乗せて、この件に関してはご検討をお願い

いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうお互いにちょっと最後になるかもしれませんが、辞められた後も私も、辞めた後も、発言は、するかもしれませんがあれなんですけど。いずれにしても、いろいろな法律も今説明ありましたけども、もともとの、よって立つところが違うとかいろいろあるかもしれませんが、根本は結局、市民なり市が、そして議員の皆さんなり、そして市長なり職員なりが、太宰府市をどうしたいかということに尽きるとは思いますんで、そうした中でも佐野東もそうですし、五条もそうですし、やっぱりそういうある程度開発して、魅力的なものにして、そうした税収を増やして多くの人が行き交うまちにしたいと思うのか、それともやっぱり時代において、やはり開発ばかりで、ビッグバンなどもやっていますけど、なかなか将来見通しが、充足、いわゆる満員、何と申しますか物件が全て埋まる時代でもありませんので、そうした中で、持続可能な形を本市も自立持続可能性自治体にも指定されていますので、自立持続可能な形で自然との調和なり歴史を大事にするなり、そういうやり方もあると思います。ですから、6月の時点で私が次に出ないと言ったときに、やっぱり時間がかかる話なので、市民も巻き込まなきゃいけないので、新しい体制の中でもう一度様々な計画を、総合計画も含めて立て直すということも選挙の中で議論していただいて、通じて、そうした新しいまちづくりに踏み出してもらいたいという私も期待をしていますし、そうした意味では、私の代ではそこまで至らなかったということは、もう率直にご指摘を認めながら、将来に期待していきたいと、そうした思いであります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご丁寧な説明ありがとうございました。

まちづくり、将来を考えた場合に思い切った開発を断行するのか、小規模なまちづくりに終始していくのか、これはもう執行部の皆さん、アイデアを出し合って、そして情熱を燃やし、大いにその情熱に期待をしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、3項目めの（仮称）JR太宰府駅について質問をさせていただきます。

JR太宰府駅の設置につきましては、昭和63年に締結した九州旅客鉄道株式会社との覚書は有効であるという、前回、回答をいただきました。これからの質問は、仮の話で大変答えにくいとは存じますけれども、よろしく願いいたします。

今回、（仮称）JR太宰府駅を取り上げましたが、私は、まず駅ありきではなく、向佐野地区の周辺整備が先決だというふうに考えておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答と重複するかもしれませんが、（仮称）JR太宰府駅につきましては、駅単体での整備ではなく、佐野東地区のまちづくりと一体的な検討が必要であるとの方針に至っておりますので、これまでの議論を踏まえまして、民間施行による土地区画整理事業を基本とし、土地所有者等、関係権利者の動向を見守り、対

応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 向佐野に待避線がまだ残ってるわけですよね。あそこを太宰府駅にするという計画でございましたけれども、そこに太宰府駅を設置したとして、前回も申し上げましたけれども、水城駅からその向佐野間、それから向佐野から都府楼南駅間、それぞれ約300ずつしかないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、距離が300メートル。（仮称）太宰府駅に急行を止めるには無理があると考えますが、その辺のご意見、何ていいますかご意見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） （仮称）のJR太宰府駅、こちらにつきましては、JRとの覚書に伴うものと、先ほど申し上げましたけど。そちらから続いておるところですが、覚書につきましては現在も有効であると認識しております。このことから、将来の佐野東地区のまちづくりに併せて鹿児島本線水城駅、並びに都府楼南駅間に新駅を計画するということが基本線ではなかろうかと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ちょっとこれ仮の話で難しいでしょうけど、私は、前回申し上げましたように都府楼南駅を太宰府駅に改名して駅前開発をし、都府楼南の団地を活性化するというふうな考え方でいったらどうかと思っておりますが、この点についてもお考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員ご提言のJR都府楼南駅の名称変更等につきましては、本市を取り巻く状況、それから社会経済情勢が厳しさを増す中で、様々なご意見について、こちらを踏まえながら慎重に議論していく必要があると考えておまして、今後さらに多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 1件目は、これで終わります。

2件目、NHKのど自慢の誘致についてお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 2件目についてご回答いたします。

「NHKのど自慢」は、NHK全国放送公開番組の一つとして、全国の自治体に対して誘致申請のご案内がされております。

本市では、第3期まち・ひと・しごと総合戦略における移住・定住戦略としまして、市民の

皆様に身近で親しみのある文化芸術に関心を持っていただき、また触れる機会として、様々な年代を対象とした文化芸術振興事業を市民ホールで実施しておりますが、親しみのあるNHKの全国放送公開番組を本市で実施することは、文化芸術の振興を図る上で大変有意義であると認識しております。

NHK全国放送公開番組については、毎年誘致の申請を行っておりますが、NHK側より、のど自慢については、会場の規格を考えると市民ホールでの開催は難しいとの助言を受けております。この助言を受けて以降においては、機会あるごとにNHKの担当者とコミュニケーションを図りながら、市民ホールの規格に応じた番組について誘致の申請を行うとともに、のど自慢の開催について、調査研究をしてきたところではあります。

今回、改めてNHK福岡放送局の担当者に誘致の可能性を問い合わせしましたが、市民ホールでは、客席数や舞台の広さが足りないことから開催は難しいとの、以前と同様の回答でありました。

しかし、「NHKのど自慢」は、文化芸術の振興に有意義な事業であることの認識は変わりませんので、昨年度の「光る君へ」スペシャルトークショーの開催実績を踏まえ、大きな節目となります周年事業などにおいて、記念行事においては、とびうめアリーナにおける開催も視野に入れ、誘致ができるようNHKの担当者ともコミュニケーションを深め、実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

私、後で言うんですが、私、市民ホールはもう駄目って分かってます。私が言ってるのは、とびうめアリーナで開催しようということをお願いしてあります。その考え方で質問をさせていただきます。

NHKのど自慢は、アマチュア出場者が歌の歌唱力を競う公開番組で、全国各地でロケを行い、出場者の歌声と地元の人々の熱意を届けている人気番組であります。NHKのど自慢の誘致については、これまで何度も訴えてまいりました。人事異動で課長さんが替わり、文化学習課の職員の方々も入れ替わったりして、このNHKのど自慢誘致の本気度がなかなか伝わってきませんが、ご意見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） これまで様々な方法において、担当者が替われば申し送りをしてきておりますが、今後とも周年事業において、のど自慢が誘致できるよう、とびうめアリーナでの開催も視野に入れて調査研究してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） カラオケが私たちの地元でも、あるいはいろんな地域で非常に盛んでございます。やはり歌好きの人が非常に多いんですが、カラオケは、そもそも日本が発祥の地

であります。1970年代に歌声喫茶が流行りました。その二、三年後にカラオケが誕生いたしました。そして、カラオケボックスは、家族や友人と楽しんだり、職場やサークルの親睦を深める場として利用され、今ではもう海外にも普及し、さらに進化し続けております。日本全国カラオケを愛する皆さんも、子どもから大人まで一緒に歌い、楽しむことで、元気で朗らかな人生を送っておられますが、そこで、質問したいと思います。

文化芸術振興事業として、本市では、歌うま選手権、これはもう私、とてもよい企画だというふうに思っております。NHKのど自慢の前哨戦みたいに感じておりますけれども、去年、今年と2回開催されました。歌うま選手権、来年も開催される予定はございますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 令和の都だざいふ応援大使にご協力いただいて、文化芸術振興事業ということで、これまで司会を高田課長さんをお願いして実施してきたところでございます。今後につきましては、実施の成果を担当課で検証しながら、開催の可能性を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 本市は、2年後の2027年（令和9年）で、市制施行45周年を迎えます。先ほど回答がありましたように、昨年11月23日の3時から、とびうめアリーナで、大河ドラマ「光る君へ」で出演された紫式部役の吉高由里子さんをお迎えして、大河ドラマ「光る君へ」i nだざいふスペシャルトークショーが開催されました。私も参加させていただきましたけれども、大変な人出で大盛況だったと思っております。NHKさんとは、十分こういったことできっかけができて、関係性も高まったのではないかと考えております。

そこで、市制施行45周年記念行事として、NHKのど自慢を企画してはいかがでしょうかということですが、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 副市長にお尋ねしたいんですが、私は、やっぱりとびうめアリーナ、ここがやっぱり1,000人以上収容の会場と、NHKの条件がありますのでね。プラム・カルコアの開催は606名ですから無理です。これはもうはっきり、最初から分かっていますから、私はここを言ってるんじゃないくて、とびうめアリーナで固定観客席600席、移動観客席720プラス車椅子が6席で、合計1,326席でございます。十分これをクリアできるわけですよ、NHKのおっしゃる1,000人以上というのが。収容人数の会場としてクリアできますけれども、課題は音響面が厳しいというご意見もあります。

しかし、これは実証実験を実際にされたのか、されてないのか、そこのちょっと前向きな姿

勢が見えないんですよ。試してみるとかね、音響を。ご意見を聞かせてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ありがとうございます。実は、私も職員のほうから、あそこは音響が悪い、音響が悪いとさんざんちょっと言われて、小さな胸を痛めておったところでございますけど。具体的に、基本計画の時代から説明してきましたけど、音響的には、基本やれることはやっているとということなんです。

ただ、どうしてもバドミントンとかすると高さが14メートルぐらいいるんですね。ですから、中の容積が非常に大きいので、それは音楽ホールと構造的にも違いますし、何が重要かということ、今ある音響設備を柔軟に運用しながら、さらに補足する設備がやっぱりいるんだということでございます。

特に「光る君」のときは、見てましたけど、やっぱり空間が大きいと反射する音が後から聞こえてきて聞きにくいというのが実際ございますので、その反射音じゃなくて直接スピーカーから音を聞くという形で、小さめのスピーカーを少し点在させるということと、演者、しゃべる方が聞こえるようにモニタースピーカーを置くというようなことをたしかされてたと思うんです。一応そういうふうな工夫というのは、どうしても運動施設ですから、運動施設のスペースに、スピーカーを最初から置いとくわけにいきませんから、やっぱり持込みになるかなと。そうなれば、それ相応の費用がやっぱりかかってくるということでございます。

あと舞台についても、あれだけ備付け分じゃ、やっぱり足りないでしょうから、設置がやっぱり必要になってくる。

ですから、そういうふうな、もう恐らく大きな空間というのはそういうふうな、専門家を少し入れて、アレンジに沿った音響を少しつくり上げてるということをやっぱり、どこでもやっているとと思うんですよ。そういうことがやっぱり必要になるかなと。重々そこら辺の周年事業としては、検討に値する可能性は十分にあるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

やっぱり空間が大き過ぎる。実はテレビを見てますと、今日は、どこどこ市の体育館から放送いたしておりますという、あるんですよ、そういうお知らせ、お伝えが。だから私はできるんじゃないかなと思いましたが、今お聞きすると、もっとちょっとやっぱり高い。非常に容積といますか空間が高いんで、ちょっとこれ調査、実験していただいてね、ぜひ開催に向けての努力をしていただければというふうに思ってます。

やはりこれは市民の皆さんの楽しみでもあり、娯楽でありますので、何とかその辺を意図を酌んでいただきまして、前向きに前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

実際に、歌うま選手権をやってらっしゃるわけですから、来年あたりは、とびうめアリーナを会場にしてやられたらいかがですか、実験も兼ねてね、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） ありがとうございます。

令和の都だざいふ応援大使のご協力をいただき、文化芸術振興事業ということで高田課長さんをお願いして実施してきたところですが、今後につきましては、実施の成果を担当課で検証しながら、開催の可否可能性を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） とびうめアリーナでやりますと人数も観客も多くなりますしね、大変盛り上がると思ひますので、ぜひご検討いただければというふうに思ひます。

とにもかくにも市民の娯楽でありますNHKのど自慢誘致を45周年、あるいは50周年事業として積極的に進めていただくことを切にお願いしておきます。

議長をはじめ議員の皆さん、4年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。それから私、6期23年間議員を務めさせていただきまして、職員の皆様方にも、いろいろご迷惑を多々かけた部分があったかやにしれませんが、どうかその辺はご容赦いただきまして、大変お世話になったことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

これからは、太宰府市、そして地域のためにボランティア活動を続け、努力をしていきたいというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、11月19日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午後4時06分

~~~~~ ○ ~~~~~